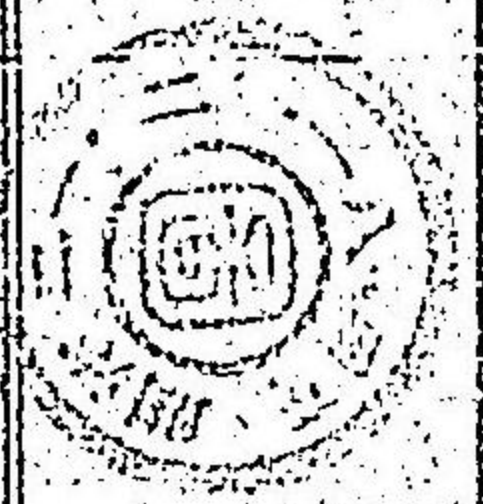


No. 875

圖書集成醫部全錄



血痰一濁

前篇

因痰生血

香 齋 集

香齋集

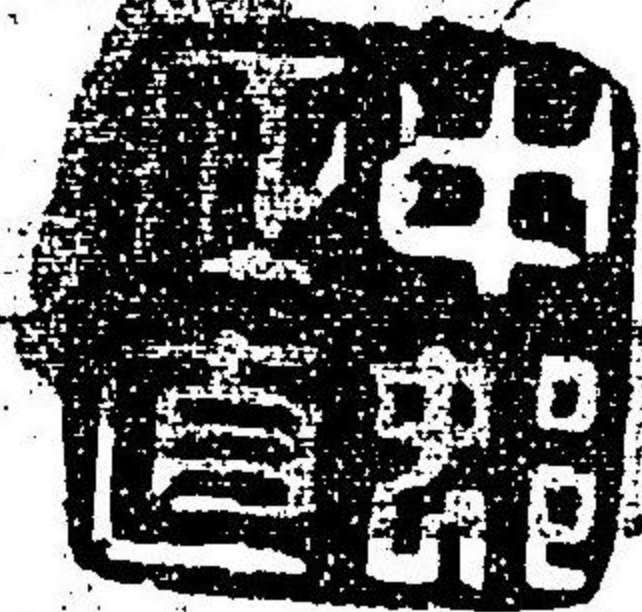
赤
福

新
加
坡
書
畫
會

和
平

新
加
坡
書
畫
會

敬字宜直



血淚一滴序



知彼知已然後公平之見生時
宜之務成然世俗固陋知己而
不知彼間有知彼者持公平之
見論時宜之務則疑怪以為妖
言妄說而時過務去稍知彼事

情始服其先見亦既晚矣德川
幕府矐虞之久文恬武嬉固陋
自安獨知有我邦而不知有四
海萬國是以魯英諸國雖時求
通信交易視以為夷狄禽獸排
斥不近方是時渡邊華山高野

長英高島秋帆諸士獨能知彼
持公平之見論時宜之務皆以
妖妄受罪既而萬國船舶環海
而至不能制止之始許通信交
易而事爭出彼後受侮辱亦不
少及王室中興交通益繁洋學

盛行我能知彼事情乃欲雪國
辱張皇威而或不如意蓋亦由
幕府知己而不知彼之過也於
是世皆稱渡邊諸士之先見而
時機之去既遠矣豈可不惜乎
哉頃聞入古郡圖南輯錄渡邊

以下至輓近諸名士論時務有
先見者欲以警戒後人問序於
余余因書平生所推服諸士以
為序更一言曰夫今日知彼既
熟矣然知彼既熟信彼亦厚其
弊或至忘已苟忘已則不知已

之小弱而擬彼之強大不知已
之貧素而儼彼之華奢不知已
之所長而學彼之所短至其不
知時務而致後日之悔悟則一
也是故今日之先見其或在知
已者乎并書以問世之知時務

者

明治丁亥子孟冬

中洲學人三島毅撰



圖南古郡幸書

血淚一滴序



自德川女禁異美絕外父海外之
情狀。不可得而知焉。而由國之治
門地官人之例。屢事。以是若百
餘年。上下粗古。平之安。故生
身死。曾不志字。內形物。大有

實于正命者。後者其意為寬政
中。蕭生君平。林子亦切於海外
形勢。以警醒天下。而了因以為勸
人心。迨至天保弘化。世勢益變。愛
外急。彌迫。於是渡。遠。華。山。言
野。長。英。欲。開。洋。學。直。當。國。子。

情。高。島。秋。帆。欲。倣。洋。式。講。火。技。
佐。之。間。象。山。去。回。松。佐。欲。航。海。外。
察。情。狀。如。此。諸。子。以。奇。偉。絕。特
之。才。懷。愛。國。之。志。慷慨。悲。憤。歎
以。瀉。疇。報。空。費。之。於。言。勸。皆。出
于。策。不。得。已。之。餘。有。司。以。為。是。

犯之例也。破舊格也。執而下獄。
或處之死。甚多有。自不通天勢
也。凡生之立言行志。固死生以
之。然生之立志。自有裨於時
事。亦如死以激發後人之尤。其
精力。嚮者欲開洋學。而不行。其

則都鄙。可校。雖婦人小子。皆講
蟹行。嚮者欲講。而不敢。而
海陸兩軍。皆倣海式。而不敢。日
趨精妙。嚮者欲航海外。而受嚴
懲。今則萬國交通。彼此往來。日衆
不絕。吁。是何以就耶。亦徒子愛

國之精邪。一。其死而不死者。以
大像。豈復入之所。我也。項者。古郡
國。錄。許子之論。帝曰。與。復。一。滴。請
存于余。謂世。物之愛。雖以氣
運。六了。由。人力。致。然者。赫子。平
著。海。國。共。談。而。朝。野。始。知。空。仿。不

可。忽。篇。自。其。字。作。一。書。而。下。下
皆。刻。名。分。不。可。不。重。此。編。而。錄。其
言。以。血。字。皆。復。而。滿。世。急。務。之。事
會。此。而。他。求。則。其。激。主。氣。搜。世
運。以。開。明。沈。文。明。之。端。者。謂。在
此。編。之。也

明治廿一年戊子一月

静齋正勝撰書



血涙一滴序

中村先生の題字に加ふるに三嶋先生の序文あり吾輩
淺學其間に立ちて筆を弄す豈に無用にあらずして何
ぞや然れども此血涙一滴を読み黙して止む能はざる
者あり因て簡短に一言を陳す俚語に云はく犬骨折り
て鷹の餌食と蓋し勞をなしたる者に功名の歸せずし
て他人の爲めに之を横奪せらるゝと古今往々其例あ
るを云ふならん歟吾輩今日の日本を通觀するに傲然
として自ら高ふり我々は舊幕の末路に當り毀譽をも

明治廿一年戊子一月

静齋正勝撰再書



血涙一滴序

中村先生の題字に加ふるに三嶋先生の序文あり吾輩
淺學其間に立ちて筆を弄す豈に無用にあらずして何
ぞや然れども此血涙一滴を讀み黙して止む能はざる
者あり因て簡短に一言を陳す俚語に云はく犬骨折り
て鷹の餌食と蓋し勞をなしたる者に功名の歸せずし
て他人の爲めに之を横奪せらるゝと古今往々其例あ
るを云ふならん歟吾輩今日の日本を通觀するに傲然
として自ら高ぶり我々は舊幕の末路に當り毀譽をも

顧みず鼎鑊をも恐るゝとなく斷々然として鎖國攘夷の非を主張したるものなり我々ころは開港論の元祖にして通商説の先達なり」と誇稱するもの甚だ多し而して妄りに之を信ずるの徒次第に其數を増加するに似たり然るに頭を回して當時の有様を推察するに眞成に開港論の元祖通商説の先達といへば高島高野渡邊古賀等の諸士を除き果して幾くかあるや大抵は頭乎として鎖國攘夷を唱導せしのみならず却て高嶋以下の諸氏をして流離辛苦天地に踟躕して五尺の身體

置くに所なからしめたるや必せり唯だ夫れ其後に至り旗色の變更に隨て前説を取消して毫も愛惜する所なかりしのみ此二者豈に同日の論ならんや蓋し吾輩は此變説者流を咎むるにあらず此輩は天下大勢の趨向する所を察し翻然として先非を後悔したる具眼者なり然りと雖も此變説家をして獨り日本の歴史に其功名を専らにせしめ夫の高嶋高野等の諸士をして淫滅聞ゆざらしむるの傾向あるは吾輩の常に憂慮して措かざる所なり易に所謂天に先ちて天違はずの語は

容易に之を今日の自稱開港家に横奪せしめずして眞成の開港家の有に歸せしむると是れ實に吾輩の宿望なりとす頃日血涙一滴の編纂已に成れり吾之を閱讀するに當時の情況歴々として雙眸にあり此書一たび世に出づるに於ては自稱開港家は覺はず慚汗背を沾すに至る可し滿天下の人民は感恩の涙に嗚咽するなる可し

明治二十年十二月

天野 崧村

序

著書之難。不如傳者。人少之難也。蓋書之可傳。而不傳者亦多矣。或觸世忌諱。或子孫不保焉。徒自蠹蝕。剝爛。使彼多國之丹心精誠。湮沒而無聞焉。甚可哀也已。然而其言論有得

仁人之遺書。數十種。名曰血淚
一滴。其言論皆光明俊偉。所語
百世可為模範者。而其入陷于
刑辟。子孫無存。碧血不化之類。
至今讀者悚然。不覺正襟。洵
天下快意之書也。其誰不樂

一時模範者。有百世可為模範
者。即不傳其可傳者。而傳其不可
傳者。亦過矣。其於取捨進退之際。
老不可不究心焉。是所以為經也。
國南古郡。君好學。能文。有志之
士也。頃日業館。輯維新前志。士

而叙之也哉。

明治二十年十一月

拙軒學人村山淳



凡例

- 一 此編ハ維新以前夙ニ開國ノ主義ヲ抱キテ天下ヲ鼓舞セシ愛國志士ノ遺文ヲ蒐集セルモノナリ但其人ト爲リテ知ラシメンガ爲付スルニ畧傳ヲ以テス
- 一 編中載スル所ノ遺文寫本數種ヲ搜求シテ校訂スト雖モ猶疑フベキノ文字少ナカラズ又外國ノ國名地名人名等解スベカラザルモノアリ然レモ敢テ妄リニ一字ヲ増損セズ總テ原文ニ據ル其傳ノ如キハ諸書ヨリ撮輯叙次スルモノニシテ此他傳フベキノ事實多シト雖モ本編ノ主旨ニ非ルヲ以テ總テ簡畧ニ從フ
- 一 本編ハ隨テ得レバ隨テ錄シ歲月ノ久シキ積テ冊ヲ爲セシモノナレバ固ヨリ前後順序アルナシ且讀者ヲシテ見易カラシメンガ爲批評

ヲ載ス其名氏ヲ書セザルモノハ余カ僭妄ニ係ル
一編中誤字脱漏等解スベカラザルモノハ〇印ヲ付ス

明治廿一年一月廿九日

編者識

血淚一滴

目次

一杉田玄伯畧傳	一	丁
一野叟獨語	六	丁
一大槻盤水畧傳	五十七	丁
一捕影問答	五十九	丁
一渡邊華山畧傳	百十五	丁
一慎機論	百二十三	丁
一高島秋帆畧傳	百三十九	丁

一 上幕府書	百四十六丁
一 上長崎奉行書	百五十三丁
一 高野長英畧傳	二百十九丁
一 戊戌夢物語	二百二十九丁
一 夢々物語	二百四十七丁
一 鳥の鳴音	二百七十六丁
一 佐久間象山畧傳	三百三丁
一 上松代公書	三百十六丁
一 意見書	三百六十二丁

一 吉田松陰畧傳	三百八十四丁
一 愚論	三百九十三丁
一 續愚論	三百九十八丁
一 時勢論	四百六丁
一 古賀侗庵畧傳	四百十五丁
一 海防臆測節錄	四百十七丁
一 擬極論時事封事節錄	四百二十六丁

血淚一滴

圖南居士纂輯

杉田玄白略傳



杉田玄白名ハ翼字ハ子鳳鶴齋ト號ス晩ニ九幸翁ト稱ス
 父ヲ重仙ト曰ク和蘭外科ヲ以テ業ト爲ス世小濱藩ニ仕
 江戸ニ居ル玄白幼ニシテ沈深大志アリ稍長スルニ及
 父ニ請テ白ク兒ヤ戯嬉爲ス所ナク徒ラニ以テ今日ニ
 至ル甚ク之ヲ悔ユ願クハ良師ニ就キ以テ學ハシ父大ニ
 悦ビ幕府ノ醫官西玄哲ノ門ニ入ラシム其家相距ル甚ク
 遠シ然レモ雨ニハ則チ簑笠往來未タ嘗テ少シクモ怠ラ
 ス後又宮瀬龍門ニ從ヒテ經史ヲ受ク是時ニ方リ山脇東

洋醫名天下ニ高シ同藩小松立適其門ニ入リ業成リテ歸
 リ專ラ古方ヲ唱フ是ニ於テ立白奮テ曰ク方今良醫所在
 並ヒ起リ關西ニ鳴ル者少カラズ然レモ我レ此輩ニ超駕
 スル何ノ難キトカアラソ然リト雖モ我カ家世外科ヲ業
 トスルヲ以テ將ニ此業ヲ究メテ赤幟ヲ杏林ニ樹ツヘシ
 藩侯其志ヲ嘉ミシ俸五口ヲ賜ヒ日本橋通街ニ開業セシ
 ム是ヨリ專ラ外科ニ從事シ日夜講究元伯醫名漸ク高シ
 後チ新大橋ノ藩邸ニ移ル時ニ年三十七立白深ク世傳フ
 ル所和蘭瘍科書誤謬多ク漢土外科書モ亦疎笨ニシテ皆
 用ニ適セサルヲ嘆シ自ラ數卷ヲ撰シ名クテ瘍科大成ト
 曰フ後チ譯官西幸作和蘭外科ニ精シキヲ以テ就テ學ヒ

又蘭學ヲ受ク曰ク吾カ學フヤ晚シ刻苦ニ非サレハ成ラ
 ス是ニ於テ門ヲ鎖シ客ヲ謝シ孜々トシテ此ニ從事ス故
 ナテ業大ニ進ム明和八年蘭人江戸ニ來ル同僚中川淳
 庵其旅館ニ就テ本草書及ヒ内景圖說ヲ得來リ告ケテ曰
 ク余本草書ヲ購求セント欲ス君亦内景圖說ヲ買フベシ
 時ニ立白家貧ニシテ購フ能ハス藩侯乃チ購ヒテ之ヲ賜
 フ立白大ニ悦ビ日夜刻苦其圖ヲ檢スルニ古來傳フル所
 ト相同シカラサルヲ以テ頗ル之ヲ疑ヒ更ニ其信偽ヲ辨
 識セント欲シ乃チ同志ト謀リ刑屍ヲ小塚原ニ解剖シ人
 身内景圖說ヲ把リテ對照スルニ精細的確一一符合ス是
 ナテ益其緻密ナルニ服ス遂ニ是書ヲ翻譯スルノ志ヲ

起シ同志中川淳庵、桂川甫周、嶺春泰、鳥山松園、桐山道哲等
 ト前野良澤ノ家ニ相會シ始メテ翻譯ノ業ニ從事ス凡ソ
 三年ヲ經其稿ヲ改ムル殆ント十一回乃チ發刊シ名ケテ
 解體新書ト曰フ安永三年之ヲ幕府及九條、近衛、廣橋、東坊
 城等ノ諸家ニ獻シ各賞賜アリ立白後チ濱町ニ移ル醫名
 益、高ク治ヲ乞フモノ常ニ門ニ滿ツ又外科集成ヲ得タリ
 其書浩澣因テ先ツ創痲瘡瘍二篇ヲ譯ス後チ病ヲ發シ復
 從事スル能ハス門人大槻立澤代テ其業ヲ卒ヘ名ケテ瘍
 醫新書ト曰フ文化二年六月廿三日幕府立白ニ拜謁ヲ賜
 フ蓋異數ナリ四年四月家ヲ義子伯立ニ讓リテ退隱シ十
 四年四月十七日疾ヲ以テ歿ス時ニ歳八十五立白博ク聞

書ニ涉ルヲ以テ能ク海外ノ事情ニ通曉ス而シテ當時外
 人來リテ通信交易ヲ請フ幕府之ヲ處スル其所ヲ得サル
 ヲ憂ヒ野叟獨語ヲ著シ以テ竊カニ幕吏ヲ諷スト云フ或
 人戲ニ元白ニ謂テ曰ク人ノ病ヲ治スルハ先生ノ長スル
 所ニ非ス若シ先生ヲシテ要路ニ當ラシメハ其國ヲ醫ス
 ル更ニ病ヲ醫スルヨリ巧ナルモノアラシ元白傲然トシ
 テ曰ク然リ其人ト爲リ類子此ノ如シ

兼好法師が思ふといはざれば腹ふくるいどかり之をいは
 んどすれば他人の聞んことを恐る又止んどすれば胸悶へて
 堪難し或夜燈の下に閑座し我影法師に向ひ自から悶を起
 し先生いはむとする事あらば其知る所を答へ玉へといへ
 り抑我國二百年以來 東照宮御一統の御大徳より 四海
 太平に治り我も人も先祖より以來難有昇平の徳澤を戴き
 我祖父も親も安穩に生涯を送り我もまた其下で生れ同じ
 く此年月の老を樂しむ事あれば不及きから何ぞまつけて
 此御國恩を奉報度思ふあり然るに世の人々も此餘澤にて
 今日に至る迄何不足なく干戈飢寒の患も感らず美食に飽

き美服を着し華奢風流な日を送り斯る難有事をば打忘れ
 萬代も如此ものと思ひ上は貴人より下の賤民に至る迄二
 代も三代も安樂に暮せし其天罰もや近來に金錢不足して
 世の中何となく手詰まりあり人々之を塗隠さんと思ふより
 心底あくまで賤しくあり其所業皆道に當らず天道之を惡
 み玉ふ故あるか近年色々の天變地妖を示し玉ふ〇〇〇是
 皆天か人か心を改よどの御知らせあるべし然れば上下是
 ん心附萬事改め慎べきの時節といふべし是は中庸に國家
 將興必有祲祥國家將亡必有妖孽の所あるべし是を思へば
 實に魂も消へ心もつぶるゝ心地するあり然れ共盛衰反覆
 は世の有様有情無情のもの始あれば終あり死生榮枯何者

か之を通るべき我身はや老衰し明日をも去らぬ身とされ
 ば命の惜き事の露斗もかく是迄全盛至極の世の有様も見
 盡したれば残り惜しき事の少もなし但仕合か不仕合か人
 の羨む孫子多く持たれば偏り其者共の行末案ずる迄なり
 何卒幾久敷 御上の限りなき御恩徳彼等が行末とも安樂
 り暮させ度願ふ處なり此心より試み先生の料簡を尋見申
 かり如何せば此行未萬々年も同じ代りて過られ可申哉
 思ふ處を不殘語り玉ふべし承度と申たり
 燈影先生つくつく聞て答て曰尤至極の申分なり凡そ人の
 大病を受重きに至りても良醫を托して教を守り能々攝養
 を加へなば何程老躰の再病も亦命を延る筋も有又入

の家居も久敷修理を加へず已に倒れんとする迄捨置ても
 善き大工を招き再び修理を加ふれば持堪ゆる道理もあれ
 ば國家も將に亂れんとしても政を能改る時は再び太平よ
 なるものと聞けり是を中興の業と申由然れども創業の功
 りあも易く中興の業のなし難しと昔々申傳ふる事なり是
 り如何よとなれば假令ばかの人家の如しいつとなく無益
 の住居を建繼覺へず次第くは大家になり扱時々の修復
 をも加へずして捨置しよ夫が一度は損じ立今の既已倒れ
 んとするに至り修復を加ふる時の不用の建繼の取捨され
 ば用立様よりならざるものなり然るも夫も惜し是も捨難
 しとして修理せば修理の調ひざるものなり國家も其如く何

となく色々仕癖仕なしの付たる處を改んとすれば又彼の是のといふ差支ある様見へて夫を改る事氣の毒と思ふ事のみ多きが故中興の業の難き事なり此事の英斷ありらざれば行ひ難しといへり申も恐多き事ながら此時節世將亂の萌見へたる様なり専ら中興の御政道を行ひ玉ふべき御代りと存ずるあり先其萌の第一と申へ近來諸人聞く所の魯西亞の外患あり三十年以來我東北奥蝦夷の諸島を蠶食し又頻り隣誼交易を取結ぶの事を願ひ是迄段々次第して甲子の秋長崎表へ使節を送候處御論文を被下無御取上差戻されし故も彼其宿意も背きし事なれば不快と思ひしと見へ長崎の御取扱嚴酷過ぎ前約違變ありと憤り

卓見

夫を名とし去秋當夏蝦夷西北諸島へ亂入せしと申あり是事情の通ぜざる行違ふ出たる事なるべし然ども愚夫庸俗の類の委細の事をも辨へず何か御違變の様のみ心得はるゝ音物を持參せし使者を空しく御返被成しは夷狄ながら大國へ對し御無禮の様も申彼を是として是を非と思ふ様も聞ゆるあり是無識者の論する事なれども我國の人心迄服せざる處あるも似て以の外の事あり天の時地の理も未かず地の理の人の和も未らずと承れば何事有ても我か人心も服せざる處あるも大切の御事なり扱當夏歸帆の魯西亞船々交易の義御許し無之ハ來春も至り數艘の船を向け可申と申越せし由其實否の未らず人々申唱ふる

所あり 御上よりの來舶何の廉有事もあらず交易一通の願望もて舶の疾くも歸帆せりと御觸あれども是只浮説を退け人氣をかだめ玉ふ一時の御謀なりとて志ひて疑を生じ實以人心穩ならずかく世の人氣落着事なきの以の外の事といふべし是を静め玉のんも扱方こそ可有事あり

問曰其魯西亞こそ我國の大病のやみ附もて候べし良醫の未病を治すと申候得ば此取扱間違をば難治の病とあるべし如何して可宜や

答曰されば其事あり是こそ國家當時の急務あれば上ある執政の方々嘸心勞し玉ふべし毛頭油斷り無之事と存ずるあり必無益も心を痛み玉ふべからず乍去貴老の間故我存

寄をば可申抑魯西亞國と申の所謂没斯箇未突もて古の一の王國ありしが當時より四五代以前の英主ベテルデゴロドといふ男其近國を切從へ其國を中興し段々勢盛もかり次第くも手を延し我蝦夷の方向カムシカツトといふ所迄己が領知とちし遂も彼方の帝位をふみ今時世界第一強盛の大邦とありしは此人寛文の比も生れて享保の初頃まで存生もてありし由是より代々明王繼起り猶是を張業し近來の其の東北あるカムシカツトより南も連る諸島嶼虎島の邊迄侵掠し其國勢の強壯ある事人の若くして血氣盛るが如くかり何れの國も勢を得し人情の同じ事と見へ開國の始も在て勢益壯ある故隣國遠境迄手を延したく

あるものと見ゆ此方ても太閤秀吉公の朝鮮を攻 東照
 宮の琉球を御手よ入玉ひしが如く存るあり扱右よ申ベテ
 ル帝の後女王の時我 日本國へも通路おしたく思ひ付
 し由是の我元文の初年の事と聞ゆ其四年の夏我東海を通
 行せし異國船の此國の船と見ゆるあり然ば七十年計前の
 事なり此頃より我國へ通じ度事を心づけしと思ゆるゝな
 り兎角彼方の人は惣ての事を謀る事心永く子々孫々迄も
 其志を繼ぎ色々手をかへ望を達する事と見へとふく
 去る頃の松前よて與へ玉ひし信牌を持參し愈信義を通じ
 交易をも取結度由よて長崎迄使節を遣したる事よなした
 り然るよ其節の扱不宜といふを名として去秋より當夏

確論不磨

よ至り蝦夷地西は唐太島の内東はエトロフ島へ上陸亂妨
 し若交易御免無之へ來春の數艘の船を差向小地の分り攻
 取可申との書簡を残し一先歸帆せし由聞ゆるなり是實事
 さらば世の亂るべき端よして誠よは大切の時到來せし
 と存るあり 東照宮の骨を折らせ玉ひし後を繼せ玉ひ
 此天下の主と仰かれ玉ひ代々様より當 上様迄結構至
 極の身の上よて萬民の音を以て育被遊候身なれば其
 代りよ此節の格別骨を折らせ玉ひ夷狄の鐵炮玉一ッ下
 民の頭の上を越させ玉ひては不相濟事なれば何分此天下
 不亂様よ不相成候ては申譯難立事と奉存候あり又執政
 方を始重き役人も其先祖の餘光と申あから二百年近

く代々高祿を頂戴し諸人の尊敬をうけ大名の小名のわがめらるゝは身分なれば御國勢のくじけざる様に精力を盡し御用を立ざれば其身の一分不相立御時節なり然バ如何して可然と考ふるゝ交易御免ある船を引受合戦して打潰その二道より外はちき事なり扱先達て長崎表に於て此國にては先年より定めある事にて妄りゝ他國に通路はちし難く且交易の事は有無交易の道あるゝ我國に於て其國と易ふべき物おしと御返答有し由にて使節を空しく御返し有しと聞く今更唐太エトロフを亂妨されしとて夫が怖しさゝ無何事御免あらんは本意なく外國へ對して外聞不宜又我國内の諸人の思はん所も臆申斐おき様にて上

の御威光の薄きゝ似たれば爲し難き事と存ずるあり然れば軍兵を被差向御一戦あらんより外は有べからず去れば迎今の世の武家の情態を見るゝ二百年近く豊かある結構至極の御代ゝ生長し五代も六代も戦といふ事は露程もしらず武道は衰へ次第ゝ衰へ何ぞ事あらんとき御用ゝ立べき第一の御旗本御家人等も十ゝ七八は其狀婦人の如く其志の卑劣あることは商賈の如くゝしして士風廉恥の意は絶たる様なり其中ゝて能き分の武藝を嗜と申人弓馬鎗劍は心掛くれども之を以て立身出世御番入の元手とそるの了簡から物の師匠ゝ阿り諛ひ頭前を捧へ見分の節ゝ至り仕合よく尺三の的を射はづさず又猫の様に仕込たる馬に打

當時情態寫
得如親

跨り地道を恙なく仕をふすれば其功にて御番入立身し其
後は何もかも棚にあげ置見向もせず世話にありたる師家
へも無沙汰し薄情の至極いふべからざる輩のみ多く其
専ら志と所の實心は數代者に長じす切たる身代を御役
料や御番料の御影を以取直さんと思ふ斗の事のみあり又
左あきは智惠分別もなく歌舞技の大將役者同前に一幕な
りとも人に尊敬され度望み迄の事なり其柔弱ある證據は
先年小金原御鹿狩の時如何なる戰場にも向ふ様に暇乞の
盃取替す様なる振舞なりさるにより其後に小鹿野の狩に
人が鹿かの見分も附ず傍人に鎗付る様なるうろたへたる
事も出來たり其外小普請の輩は朝夕に唄、淨瑠璃、琴、三味線、

士風之類廢
一至於此乎
不堪舊慨

歌舞技役者の真似に日を暮し能き分が茶湯、生花、狂歌、俳諧、
又是等を不好輩は唐鳥を飼ひ植木を作り町人を相手に内
々にて商ひをさし馬好と呼るゝ人は駒を乗込癖馬を直し
下直の馬を高賣する思案を廻らし大跡の武士の武士たる
志ある人甚少し偶學文杯する人あれども夫も實學は少く
人の前にて物知りと思はせ立身の種とする迄なり个様を
る卑劣の輩多くては何方騎あるとても物の御用には立べ
からず然ども多くの御旗本御家人の内には又志も厚く才
智のある人も數多あるべきなれども是も亦覺へず世の風
俗に引立られて勝手向すり切たる家督をつぎ其身は何程
志有ても家の子譜代の家來は不持一季半季の渡り者討召

仕ふ事故何ぞといふ時矢玉の中に飛込て主人の鎗脇勤る
 用人も侍も徒も亦しよし又有とても其者計りにては是も
 赤きが如くあるべし扱昔の渡り者といふもの皆勇氣の
 あるものにて大小の類も相應に切れる物を帶せしが今ハ
 竹光神明丸、ボカンといふを腰ふさぎ計に指すとかかり个様
 にあり下りし事なれば御旗本何萬人何石に何程といふ御
 軍役の御定あれども至て御手薄き事の様に奉察入候事さ
 り又大名とても同じ事にて代々太平の化に染て次第く
 に奢りに長じ世間の付合外見のみを宗として二百年近く
 江戸表へ参勤し知行の米を賣拂金にして江戸へ持出し一
 年限りよ遣ひ捨たる事故近來ハ手詰まかり身上立行兼餘

分よ役金をあて家中よ借米し家中の者よ可持人數も持得
 らば僅よ御番所勤も一番切よ日雇を買ひ人足を雇ひ人數
 の頭數を合せ漸く勤の名を欠ぬ計あり其甚しきハ江戸
 内の勤登城も徒鎗持まで一日雇よして間を合する方々
 もありとありすべて上を學び華美の風俗よ習ふハ人情よ
 して倍臣迄も分外の奢よ長じ多くの都下の時風よ成下り
 し故其國に土着の風儀ハ絶果て皆當用便利ある渡り者を
 一年切の若黨小者よ召仕ふ者計りあり因て是また何事ぞ
 といふ時ハ一人も危き供に立べきものハ有べからず然ハ
 一騎前の軍役を可持人も人數不足して戰場へ向ふ時ハ自
 分鎗太刀を擔ひ行より外の有べからず殊に夫れくの馬

の數ハ不揃よし揃へんとて俄も買集めても其馬もつゝのみ
 矢玉の音も聞ず甲冑を帶せる人を見た事もなき事あれば
 物怖して用に立べからず然れば旗本衆も倍臣も人馬共
 用よ立ざる時といふべし近頃羽州山形の邊も百姓の騒
 ぎし時米澤の家中にて武具を帶し乗馬せし馬驚て乗せ
 ず甚難澁せしとなり然ば實地の所も至て是も過たる危き
 事の有べからず魯西亞は常も軍馬を訓練し其國の人にて
 いは血氣壯の者もて唐土もて毎度手とりせし韃靼も
 も切勝清朝とも戦ひしとなり清朝の英主と呼ばれし康熙帝
 も數度軍馬を發して合戦し勝敗途も不定詰る處其志つこ
 きも退屈し終も和議を講じ韃靼の邊境黒龍江といふ所も

分界を立兩地の限りとして今も互も交易をあすとなり彼
 は其兵を練りも練りし事故さしもの康熙帝さへ右の有様
 と聞ゆるなり然ば右の如く老廢せし我國の弱兵を以て其
 強兵も差向ひ合戦せん事如何あるべきや是等の事さへ辨
 へぬ人の船軍の格別陸も上り手痛く合戦せば手本勝負も
 至て我國の兵も及ぶまじと誇る人もあるべきあり
 如何も天正慶長の頃迄の武風逞兵あらば左も有べきな
 り今衰弱の世も至り偶昔物語を聞はぐりし計もて恐らく
 はあてよなるべからず是ぞ老人の口計達者もて立居不自
 由なるを打忘れ筋骨の弱りたるも心付ず元氣立する類も
 あり是又敗をとるの端ともいふべし能々彼と是とを考

合せ事を行ふ事第一の時節ならずや

問曰然バとて是迄彦代々打續たる御威武をかゝる時節なりとて異國に對し少々も彦引ありては相濟間敷口惜き事あれば彦國運の天命にあり彌攻來らば随分と精兵を悉らみ差向玉ひ勝負の程を彦覽有て可然さすれば彦家に疵も付ず只と利運を天命に彦任せあるより外は赤き事と存るなり是ぞ武威凛と然立派至極の彦事ならずや

答曰夫はやさずとても知れし事しかし夫のかの老人の元氣立といふものなるべし今度のエトロフの樽の通りあらば大抵手際の知れし事なり左すれば上下覺悟するより外にあるべからず然共 神武天皇此國を開かせ玉ひて二千

餘年又天下の權武家に移りしよりも六百年餘其間に外國に侵されしといふは弘安の元兵計あり其時は仕合よく神風吹て國兵を勞せずして十分の勝利を得たるよしあり然れども其神風いづも當にのなるべからず只事起らば力を盡して挑み戦はんより手段なかるべし然バとて兼て知れたる弱兵を以て立向ひ一時に大敗を取らば未代迄の彦恥辱殊に天子より彦預りの土地を一寸なりとも穢され玉ひての以の外相濟ざる事あり萬一大敗せば是ぞ無稽無術の戦を挑み益國脈を衰へしめ諸民を塗炭に陥らしめ玉ふといふものならずや

問曰上の彦恥辱にもならず穩便に事濟といふやうある別

段の料簡のあるまじきや
 答曰されば、其事なりエテ世の中の事といふもの右
 と思へば左東と思へば西に變るものあり近來アメリカ船
 ベンガラ船とて交易を望來りしとも聞ゆ又所々に異國船
 漂着といふもの多くイギリス國と見ゆ又阿蘭陀は格別
 に涉轄約す上候事も有之百年餘も來舶涉免の國なれ共人
 情の變態國力の盛衰何國も同じ事あれば惣て百年前に
 す上候通りにや數千里隔りし國の事其上片便宜の事なれ
 ば今に不變事の必らず當にもなるべからず殊に近來持渡
 る所の荷口替り又船の様子も變る事と聞け國勢衰へイキ
 リス等に屈伏し彼も是に替り其國の船其國の人もまゝ交

り來る杯いふ事もあきや疑しき事なきにしもあらず又此
 涉國內にても動もすれば百姓徒黨し涉府内にても近き比
 の火防、爲の者あど黨を結び喧嘩口論度々に及事武家風俗
 衰へし故かと思われ恐入たる事ながら心を痛る事計あり
 然る何事も差置て涉國元の涉固めあるこそ專一あるべし
 此故に先此度十分にのちけれ共まだ今の内から取扱方
 もあるべき事あり夫の先比の長崎使節涉取扱の不行届り
 今更すべき様なし此度夫を表にして蝦夷地亂暴をさそと
 のいふもの、左のみ此方の人民を害せしと云程にもあら
 ず唐太、エトロフ島の小屋陣屋を燒、米穀等を奪ひし迄にて
 捕へ行む人も大方の送り返したりと聞こまたてこそ涉

戦時の汚道具を奪はれしと承れば狼籍亂暴とも思へども
畢竟此方の汚備へ兼々手薄く油斷して居たる故在合人々
上陸いたさせ勝手次第いたさせ敗走したる事故腹も立
ども始め此方よりの仕向強く彼のかく迄も致すまじ
是のこれ彼等が深意どこまでも交易を望むが宿願ありと
聞バ我國邊備の程もしれぬ事は何ぞ最初より如此勝を取
んと思ふべきや全く此方の油斷からして大敵を受し心地
して敗亡せし故の事と見ゆるなり彼國までは此方よて惡
む程の不法とも思へるもあらざるかもしれず詰る處交
易さへゆるむ玉い何もかもその如くよして擒も可送
返とす來りしなれば一旦の腹あせし兒の鬭争同然の仕打

彼と是と其性情の接せざる所より出たる如く見へたり彼
方よて何卒事とかも調ひ交易の道を開き度の望計よて
全く手切し合戦を仕掛るども見へず併彼の土俗人情此度
の一事よても十分よ知れ薄情の國よもあらねば夷狄の夷
狄の情を知て取扱ふこそ可宜かり實に互に其實情も分ら
ざる事あり愈彼王命よ出たるか又の北境の者どもの思ひ
企し事か何れよも海上の氷解て後通船もなるべき比其邊
の渡海よあれたる夷人を土地の案内者とし物よ耐て且才
氣有人を汚撰ありて先彼領地カムシヤツカ迄被遣彼地は
和語も通ずる者ある由なれば荒立ざる様よ對話問答し能
々其情を聞糺し扱かの望む所も能聞抜き鹿忽を陳謝し偏

む交易を望む趣ならば是迄の事互に事情も通ぜざるより
 行違ひありし所を辨別し全く涉國威の不引様に詞を調へ
 一先交易を許したきものあり通辨能調ひなば彼も是迄我
 國へ可願事應對文辭言語の通ぜざる事を得度し且宿願の
 成就を幸にして速に事濟べし但其交易のすみ事終るの後
 に根強き夷狄の情不知足習なれば又年終る内には色々望
 生し如何様の難題を予出べきも計られず其時こそ手切の
 一策合戦に及ぶの奇計良策も有べし夫迄には十年も十四
 五年も間あるべし但此節事故なきに氣撓まず何卒此間に
 士民を養ひ軍兵を訓練し是迄の風俗も御改候様涉世話有
 之萬端整へ度ものなり其時はロシアより攻來るとも彼を

防ぐ事足りて一戦志玉ふとも涉勝利を得玉ふべきあり此
 度は衰弱の時勢を察し世を救ひ玉ふが第一の涉趣意よて
 まげて交易を涉免かされ候はし涉恥辱のやうかれ共其時
 こそ必らず雪き玉ふべし

又問曰彼國より已よ間者を入置しあといふ事よてもあり
 しゃ

答曰此事の未だ聞ず最初か我國を奪ひんどの心底とも思
 りれず我邦の東邊にありて氣候平和五穀豊饒五金富厚の
 土地なれば外國迄も美國の名高く殊に歐羅巴と云大洲の
 諸國にての羨み附する事よし其中魯西亞の百餘年來強
 盛の國となり諸國通信せざる國なく今の其東北カムシヤ

交易を望む趣ならば是迄の事互に事情も通ぜざるより
 行違ひありし所を辨別し全く涉國威の不引様に詞を調へ
 一先交易を許したきものあり通辨能調ひなば彼も是迄我
 國へ可願事應對文辭言語の通ぜざる事を得度し且宿願の
 成就を幸にして速に事濟べし但其交易のすみ事終るの後
 に根強き夷狄の情不知足習なれば又年終る内には色々望
 生じ如何様の難題を引出べきも計られず其時こそ手切の
 一策合戦に及ぶの奇計良策も有べし夫迄には十年も十四
 五年も間あるべし但此節事故なきに氣撓まず何卒此間に
 士民を養ひ軍兵を訓練し是迄の風俗も御改候様涉世話有
 之萬端整へ度ものなり其時はロシアより攻來るとも彼を

防ぐ事足りて一戦志玉ふとも涉勝利を得玉ふべきあり此
 度は衰弱の時勢を察し世を救ひ玉ふが第一の涉趣意よて
 まげて交易を涉免かされ候い涉恥辱のやうかれ共其時
 こそ必らず雪き玉ふべし

又問曰彼國より已に間者を入置しあといふ事よてもあり
 しゃ

答曰此事の未だ聞ず最初か我國を奪ひんどの心底とも思
 へれず我邦の東邊にありて氣候平和五穀豊饒五金富厚の
 土地なれば外國迄も美國の名高く殊に歐羅巴と云大洲の
 諸國にての羨み憚する事よし其中魯西亞の百餘年來強
 盛の國となり諸國通信せざる國なく今の其東北カムシヤ

ツカといふ所迄取弘め遂に此邦之隣境といふに至る大國
 とありたれば何卒通信いたし度前にも如く我元文の初
 年より其志を起し巡檢の船も其頃廻せしと見ゆれば久敷
 此の地の事を窺ふことと見へたり是よりて延享寶曆の
 始より彼領地へ漂流せし船頭等を其地にて撫育し文字言
 語も既に今稽古いたさせ候よし是五十年前の事あり今の
 可ありと和語の書簡も送らるゝ程となり成たりと見ゆ又急
 度間者といふものあらざれども安永の比阿蘭陀人江戸拜
 禮の節又附來り志醫者のスハン、ヘルグとす者の伊勢の光
 太夫歸朝せし頃の彼新都にて醫學校の頭役勤て在し由左
 すれば此男も此國の事を物語りし事もあるべし全跡の

物産吟味の爲とて阿蘭陀船も便り東方諸國を遍歴せしよ
 しあり然れども彼地方の人あれば萬事も心を付國勢風俗
 迄も意を留て歸國せしあるべければ今其國もありて尋問
 ふ事もあらば却て我邊鄙の船頭の傳へし事に勝るべき
 此人固より魯西亞人とも聞へざれば彼が窺せし間者とも
 申難かるべし今又在ては是等も我國の事を知るの便ども
 ありたらんか又明和八年辛卯の頃通船せしベンコロウ
 と同船せし内の人にて日本地海も心を留し沙汰もある由
 聞けり是のみならず天文以來歐羅巴洲の人我國へ往來し
 て地圖を作り記事を録せりと聞ゆれば夫等を傳聞して魯
 西亞も兼々我國の荒増を知り居る事多かるべしつらゝ

と案ずるも彼の萬國交易の事を求んとする大趣意にてわ
ながち此國を奪ひんとするの志もあるまじきか蝦夷の奥
島を侵掠せしむる先年迄是といふ領主もある事なければ
漸々取弘めしなるべしかく日本地へ近寄本邦と隣境とあ
りたる上の益隣好を結びその諸地の民をば養ふ爲も我と
信義を結び交易を求むる事あるべし然れども其深意は推
測り難ければ少しも油斷へなるべからず扱この間者とい
ふ事も有間敷事ともわらず元兵の我國を窺ふ時は禪僧を
間者も入置たる由又秀吉公の朝鮮を攻るも前方も間者
を入置候由彼地にて著せし隱峯野史別録といふ書も見へ
たり然る太閤よく朝鮮の事情を知り其後兵を向られし事

と見ゆ夫故其後も我邦百煉の兵を一度も被渡殊も其頃も
は彼もは銃砲と云ふものなく何か棒の様なるものより音
高く火の玉飛出ると向ふ兵忽落命せし故も天兵の降りし
様も心得軍兵ども恐怖して一時も敗軍し朝鮮の八道初度
の戦も痛く破れし由承り傳へし事あり魯西亞とても其如
く我國地海の理を兼て辨知し如何様の便利なる兵器ある
かもしらず又軍法合戦の摸樣いか様の簡便捷徑の事ある
かも知られず其事跡もしらずみだりも向て戦を交へんは
是ぞ遠慮なきの類あるべしもし運能一旦勝利を得たり共
夷狄の風俗は此地にて云傳へし如く難戦しても耻とも思
はず信長の長篠合戦の様も我兵を不損様に用心し敗れば

遠く逃げ又集て攻掛り只まつくく合戦して往々の勝を勝
 とする様も承れば一旦勝利あるととも来る年もく寄せ
 来るへし然る時は兼て國財も不足せし東國大名年々の戦
 り軍役勞れ果内證も盡果る時は是非なく軍役御辭退中さ
 んより外あるべからず其時又至りては二百年來大祿を下
 し置れし家の事其分も差置れ難かるべし然る時は恐ら
 くは内亂生ずべしよし其時 上より御惠被下とも度々の
 事又及ばし同じく國財不足し御手の届ざる事も有べし左
 ある時は自然と御國勢挫け可中又御不運にて勝利を得ざ
 る時は朝鮮初度の戦の如くよして其御恥辱臍を噬とも及
 ぶべしらずこれ大切至極の所と存ずれば何れも一先交

易○免○有○之○可○然○存○ず○る○か○り○併○我○國○内○の○人○御○腑○甲○斐○あ○き○様
 も存ずるものも有べけれど夫は内々の義固より 上も
 ても御好無之事世上も聞知る事ながら時勢より萬民
 の爲不得已事御許被遊候由の御實意下々へ通りさば諸人
 都て難有と可奉存事あり

問曰仰は尤も聞へて候然らば交易御許有之ての後此方の
 兵氣可立直の手段如何して可然や

答曰是始も申中興の御政にて 東照宮の御遺訓も武士の
 不用立を古田廢といひ好き武士の出るを新田發と 上意
 の御譬の如くある場所にて至て難行事あるべし 上も
 中興の御時節と思召目覺敷御改革不被遊候ては御用立候

程は武備相調申まじ先第一の所は御國用あり國用不足する時は武備も萬事も不調の勿論あり然るに御先代の頃より種々の御事にて御國財多く御不足にありたる由あり其後 御當代に至りても京都の大火を始所々の御普請殊に近來蝦夷地御開發に付年々の御國財の費る事傍より窺ひ見ても夥しき事と奉察事なり然し此所に不足ある時は彼所を減じて補はざれば國財不足するは知れたる事あり然るに 上の御仕あしは一も不改先例古格を宗として其儘に差置候事故御勝手に係わる御役人其費を補なんと様々に骨を折智を運らし御貸附金七分金御用金など名付大火の後問もあく下の金を 上へ御引上なさるゝ様よ

仕むけ奉る故 上の仁惠の御徳の不附御不徳のみ現はるゝ様に奉為事故人氣以の外不宜心服するもの少し是等に因て兼々御國用不足にあり行やうあり當時の御規定と申もの御國初よりの事なるや恐らくの次第に御手重よかり中古より起りし事多かるべし假令ハ東照宮大坂御出陣の時纔かに御長持一ツ御膳部の御用として干鯛二枚鯉節三本御持せ遊せられし由近く有徳院様の頃の御鷹野先の長持一ツ二ツにて事の辨せ志由なり然るに近頃の御鷹野先へ為持玉ふ御長持も數多き由今様の事は考合すれば差て定れる事とも見へず其時々の模様次第に定められしが先例古格とあり候事なるべし扱其御役にかゝる

人々にも一役切に一日の勤向を問は合せ少しにても間違
 あれば如何ある仕損じの様に手違と言れ 上より御咎を
 受るが怖ろしさにクツラ〜と無益の事に手間をとり御
 用を辨ずる様に成行只今勤役中手違のあきを専一とし後
 役の難儀下の傷むも不構少しにても御益の付様にして立
 身そるを専一とそる風俗となりたる様あり然るにより先
 年房州へ南京船の漂流せし時も何の詮義此吟味とて手間
 取漸く一日ウ二日に行るゝ場所へ日數經て御役人參着の
 やうあり近くハ當春も銚子浦へ唐船漂流せしも同じ轍の
 長評識に日數を送り正月に着し唐船を漸く六月に御歸し
 ありし様の事あり此故は萬々一魯西亞船にても寄來りな

ハ如何可成や先外國へ對し御政事の不行屆埒の明ざる様
 にて御外聞如何ばかり氣の毒至極に奉存か右様無益の
 事に日數重りて御國用費る事も多き事と見へたり殊に朝
 夕の御臺所大奥の御費實不實の志らねども世間にて申觸
 らす通なれば夥敷事と存るなり聞けば聞程けしうらざ
 入たる御事なり固より天下を知し召玉ふ御長者の事あれ
 ば右様なるハ勿論かれども是も昔との甚相違ある事と見
 へたり 大猷院様日光御社參の節春日の局と申が御供な
 りしに乘掛馬にて御越の由其節御宿申せし野州枌木と申
 所の庄屋瀬兵衛と申者の方へ御土産に茜木綿一反白木綿
 一反下されしと今も持傳へ候由見し人の語りたり然るま

今の輕き御奉公人の鳥渡したる手土産も御城風とて數々細工もの烟草入類を送り玉ふとあり是等を以て見れば其結構思ひまゐるべし个様にては何程の御財用ありても御不足のある筈あり古より明主と奉ずる唐も日本も粗食粗服し殊は後宮の事を減ずるをわけて美談とさす事あり何卒右等の所どもを御改革有之なくて不叶者の格別餘の一年に御吟味有て物じて損じ破れもせざるもの、年々新にあらが御例といふ様なる事を止めにし或は不飢ハ事すむ所の御臺所御料理の類を先年河合次郎兵衛申上候如く御茶漬といふやうにあしたきものあり个様の事迄一々御改め有ハ一年の御入費半分か三分二の減ずべし然ハ御國用

御

はありあまるほど出来ぬべし 上には御存なき事と存ずれば此節の様なる危き事を一々達し 上様御自身にも御身を詰させられ爲諸民御儉約被遊度事あり夫を諸人奉承知らばいか計りか奉感服候て人心の引立にも可相成事と存るなり个様の事ハ固より 上には御存なき事なるべし願ハくハ無遠慮十分御聽に入たきものあり人々の心により右様の事申上候てハ無益の御苦勞をかけ候事と老婆深切の様に一日切に御機嫌能を專一とし奉るは是 上を大切に思ふ人臣のする道にあらざるべし夫といふも打續たる太平故人氣の衰へより出たるなるべし又先祖のかけにて代々莫太の高祿を頂戴し大名に育ちし人も亦同じ様に

其臣下に大様にのみ仕立られし事なれば至て下情にうとく如何程發明にても賤しきものほどには下の事の知玉のず何事も不案内にて下より申事のみ實に思ひ玉ふ輩の頭立玉ふ所へ銘々立身出世のみ心にかげ國禮にうとき輩が其人々の耳にも入ずたまへ無據事計耳に入らざるも是の小事此位の事何事の候べきと能様に取成しいふ故にいづとて評議片付ざる事のみ多き様見へたり世間にて諷諫ともなるべき惡口の狂歌落首ども申觸し候ども其人々の聽には入ざる事故自身の非も知玉はず何卒此様なる弊を直すを急務とあしたきものなり其工夫様々あるべけれ共大名と三千石以上の格別にして差置先改めたき御備

世間有一種
這般人物可
憎

の元たる御旗本御家人の分早く御用に立様にあしたきものあり總て人情の常態妻子に心引るゝなれば是に心不引を始となしたし昔の何事ぞある時の人質とやらいふもの有之不殘 上にて御養ひ被下候様に承傳へたり當時太平打續き人別格別に増りたる所の御人の妻子どもあれば何事ぞ有ても中々御養ひ可被成御手當の難行届事と存ずるあり然るを其儘に差置るゝ時の何ぞ事起りし日の皆々其者どもに心引れて御用に難立かるべし然バとて御家來の御事故俄に御見捨なり難かるべし此故に御改革の始に先此者共の妻子を其知行へ引越被仰付田舎住居に仕又涉藏前取に候へは是又能様に勘辨を付て是も田舎へ引越

させ住居致させ度者あり其身計ハ江戸在勤してありせば
 各々氣分落着身輕になり氣力堅固に相成可申左様無之内
 は萬々一近國の海邊豆州房州あたりの沖などへ異國船見
 へ石火矢一ツも打たらば江戸中上下の騒動如何計にて其
 節ハ兼々爲御用心差置候人質却て足手纏ひに相成御厄介
 至極と奉存候あり右の如く諸旗本田舎住居も相成候はハ
 武士の筋骨硬く自然と質素の風俗も相成御用も立可申候
 其時は中間の類も昔の土着の姿に相成候て各用立可申其
 時こそ武備も備り可申候只其當人は何番とて番合を定め
 御當地へ罷越御用を勤め其非番の節は武邊修行少も無油
 斷様に致候はハ身輕の事故心持も能く自から氣象も宜し

く可相成且御家法の武備調候上ハ人数の駈引等も貝鐘太
 鼓等迄常々ハ習せ置折々上覽被遊候ハ宜き事と奉存
 候あり且上覽の事いつあると前方に不被爲仰出明日か
 明後日とか不時に被仰出いかある倉卒のハ間にも合候様
 訓習し置度者あり又鹿狩なども田舎にて致し候様も手強
 く仕度者あり惣て危ハ馴不申候ては士氣は引立不申事と
 存るあり扱當時田舎住居被仰出候事は大事故差掛り難義
 みて未練の輩は田舎を嫌ひ家を捨て立退く者も出來可申
 あり迎も右様の者はハ用も不相立候間ハ捨相成候ても
 宜敷事と被存候將又輕きは譜代株の者多くは内々株を賣
 拂代々續き候者も少く相成候様承候是も差向定法にさへ

叶ひ候得ば事濟候所个様の類は猶ほ吟味有之は用立候者計殘志は入替ふ相成候も不苦事と存候あり左候は一方のは用ふ相立候者も出來可申然る時は萬一異國より攻來候事ありとも此類を先に立候は死を共にし相働可申左候のは其上に立候ものも之に耻ち士氣勝り可申候是士氣復古の一助と被存候あり扱又諸大名三千石以上の分其奥方の如古例江戸に差置其家中倍臣の妻子は皆主人の領分へ引取候様被仰出候のは是又用立候家來も出來可申大名の大身遠國の倍臣の少しの古風の殘候者も候得共小身の大名の家來共の皆柔弱至極まで用に立候ものも少く候是も江戸の風儀直り候の、同じ風俗に改り自然と日

本國中武風頼もしく相成可申候扱又魯西亞の法度の宗旨の由故十年十四五年も過候内に此國の愚民邪宗を信じ國害を生じ候端とも可相成哉と疑ひ候ものも可有之や併し是の如何様とも嚴には制度相立候の、其憂の無之事と被存候あり尤仕法掟の立方も可有之あり又十年程にての漸々仕來りし武家風俗難立直と不審致候者も可有之候是も仕方次第に直り可申事と見へたり昔日本國中爭亂の時對馬の國の離れ島故武士皆合戦といふ事を不知悉く柔弱にて物の用に難立かりしに太閤秀吉公の朝鮮合戦の時對馬へ先手中付られしに其比の太守の工夫にて古城を廢し今の城を急に築き立られ武士に土持石持爲致候所四五

年に用立候程に相成他國の兵と同く朝鮮にても戰をさせし由對馬人の聞傳へし由承りたり古と今と變りなく同じ天地にて日月も同じ日月人も同じ人なれば敵次第になる事と見へたり加藤清正の家來石垣を作る事に上手多き中物師の名有し何の角兵衛とかいふ男の殊に勝れたりとあり然れば筋骨の固まる爲に今の武士に是等の事を被仰付候ても耻にあらぬ事と存るなり扱武家右の通相成候に城下の町人共に商賈少く暮方も難義すべきなり併是の主人といふ者もあくて一人の事故相應に己れが身構へし田舎へなり共又の遠國へありとも心くに引取可申然ば江戸は俄に淋しき様に可成あり夫にて能

事と存ずるなり既に國初の頃の町數八百八町にて事すみ候事と見へたり夫がいつとなく新地を築出ま新町をまし今の二千二百何十町とある由ありさるにより人に人が重り誰も渡世あり難く色々奸計を廻らし人の好様ある新製のものを作り出し人の氣にいる様に仕つけ自然と奢り増長し今の姿とありし事と見へたり然バ一旦淋しき様にありたりとて左のみ御當代の耻とも不被存昔の江戸の姿と存ずるなり何れの代も太平續く時の四民奢り長じ風俗悪くある由なり上代度々都を遷せしも人々の奢を止るの一策にてありしと承りたり况や人を減少する迄の事あり已に有徳院様の御時江戸餘り繁華過候に付室新助存寄

を申上候處 上にも御同意被遊諸大名在國一年半江戸半
年詰と可被仰出一段と相成候處又新助申上候義有之追て
御時節も可有之候と申上候も付相止候由承り置し事あり
此節坏の其御改革の時と奉存あり然る時は諸色の價も引
下り風俗も相改り萬事質素に相成人物も直り可申左様有
之候の風俗若返り御代の益御長久と被存候あり右等の
事を御中興の大本と致候又色々其計良策も可有御座と奉
存あり勿論箇様の大事の下賤鄙夫の料簡の及び可申事に
も無之多くの大名の内には賢明の人も有べし賤人の其身
相應に小量のもの故深謀遠慮は無之ものなり大名の高位
に生れし御身故賤人の不及所の料簡も有べし其人を御登

眼中既有撰
舉二字卓識
可驚

用被遊早々御定め相成候様致度ものなり但 上にては其
人物御存無之事と被存あり是は諸人に被仰付人々層に承
及或の存候賢者も可有之其人の義名前相認密封仕差上候
様爲仕候の自然と智恵有之候人物も相分り可申其内の
人望多き方に涉定被遊候方宜奉存候是も舊染に拘り涉譜
代ならではと申事に無之外様の者にても無構は用に可相
立もの撰舉有之何れにも舊弊相改り國家は長久の謀
ありたきものなり 既に 大猷院様の涉時以前關ヶ原は合
戦に敵對仕候立花左近將監などは夜話の相手には被召
候例も有之况や二百年來奉蒙は國恩外様の者とても其子
孫として可奉挾異心義少も有之間敷不苦儀と奉存あり昔

御役勤のもの斗にも無之々様に武家衰へたる時節でさ
 へ慶安に松平能登守萬治に堀田上野介杯は多き知行を棄
 て上の爲に存寄を^上に今^は譜代の大小名代々^は厚
 恩を蒙りながら此節の時勢を見ながら何の料簡もなく候
 や常に領分の百姓の辛苦にて作立し米穀の收納を以奢を
 極め世は萬代も如此ものと思ひうかりく^と日を暮し此
 時節誰壹人身を捨ても存寄を^出しといふ人今日迄も不
 聞^の實に末世と^ハず^から餘り淺間敷世の中ならずや我
 老耄せし思ひ過しか生付の恐るる心の迷ひか 有徳院様
 の御代より既に七十年来世の奢増長し士風次第^に衰
 ふるをつくと^詠め居る内に近來の天變地妖魯西亞の沙

满腔慨世之
 氣至此發洩
 筆鋒精銳不
 可當

悲憤之語一
 讀有餘痛

汰を聞くごとくに實に夜の目も寐られず然りとて我等如き
 の者个様の事を云出れば上を不恐不届者逆罪を得ん^の目
 前^かり左^かく^とても氣違者^とて取^上る人も有まじ 有徳
 院様の御時山下幸内と申せし浪人存寄申出候事ありしが
 奇特者^とてさして御咎も^かかりしが今^の時代も變りし事
 なれば如何あるべきや罪を得ん^の素より厭^のされども狂
 氣も^せずして亂心ものに取^扱れん事残念なれば申出もな
 らず只足下と我と限り^かき愛をのみ語り合ふくれ^と服
 内の有様思ひ残さず吐^盡す迄なり必らず^と他人に聞せ
 玉ふなど語れば夜^のほの^とと明^にける

先詳彼我之勢。然後説許交易之不可已。識見之高。議論之正。

當時既如斯。世徒目杉田氏爲一和蘭外科醫者。余不信也。

大槻盤水畧傳

大槻盤水名ハ茂質字ハ子煥玄澤ト稱ス盤水ハ其號仙臺ノ人父ヲ茂蕃ト曰フ盤水幼ニシテ穎悟遊嬉ヲ好マス伯父清慶之ヲ奇トシテ曰ク大槻ノ家ヲ興スモノハ必ス此兒ナラン長スルニ及ンテ建部清庵ニ從テ醫方ヲ學フ此時ニ當リ杉田玄白和蘭醫術ヲ以テ鳴ル盤水其名ヲ聞キ江戸ニ來リ就テ學フ後又前野良澤ノ門ニ遊ヒ刻苦書ヲ讀ム手卷ヲ釋カス良澤其志ヲ感シ奧旨ヲ傾ケテ之ニ授ク是ニ於テ盤水學業大ニ進ム天明六年仙臺侯擢テ、侍醫ト爲ス文化八年幕府ノ命ヲ奉シテ蘭書ヲ翻譯ス後チ以テ常トス九年藩侯命シテ盤水ノ班ヲ番頭次席ニ進メ

祿三百石ヲ賜フ果シテ清慶ノ言ハ如シ文化五年幕府閣
 書ヲ翻譯スルノ勞ヲ稱シ俸五口ヲ賜フ十年病ニ罹リ遂
 ニ歿ス年七十一盤水慷慨國事ヲ憂ヒ尤モ心ヲ海外ノ事
 ニ用ユ且當時上ニ在ル者外國ノ事情ニ通セサルヲ以テ
 常ニ外人ニ欺詒セラル盤水之ヲ憂ヒ捕影問答ヲ著シ又
 環海異聞ヲ官ニ上ル其他至計ヲ上陳スルモ秘シテ言ハ
 ス著書凡三百卷餘就中解體新書ヲ重訂セル尤モ力ヲ盡
 ス其年ヲ閱スル殆ント二十年ナリト云フ

捕影問答 一名伊祇利須疑問

大槻盤水

或問曰イギリスといふの地名のよしこれ迄舶來の品にイ
 キリス物と唱ふるにても聞知れり此地何れの方角にある
 國あるや昔ハ本邦へ渡り來りし様にも承り傳へたり又近
 來爰うしこの浦へ漂着せりといふ舶多くハイギリスとい
 ふ噂をも聞けり吾子知る事あらば詳に告よ
 答曰論の如く地名にて昔ハ船の渡來もありしと聞たり其
 頃彼に成下されし御朱印にハ伊祇利須と書せ賜ふと見ゆ
 本名のアシゲリヤといふよし明人これを漢父利亞又諸厄
 利亞と音釋す和蘭にてハエンゲランドと呼ぶ其國人をば
 エンゲルスと稱するなり我邦の人これを訛りて伊祇利須

又伊毛連須杯ども通稱し來ると見ゆ總界全圖を按ずるに地ハ和蘭近傍に在り即歐羅巴大洲に係る一大島あり其地三州に分るエングランド、スコットランド、アイルランドといふ然れども總名をエングランドと云我長崎を距る事西海凡七千六十里餘ありといふ北極出地五十一度より五十度餘に在り氣候和適土地肥沃諸穀野菜を産し海邊に魚鹽の利あり山谷に銀錫銅を出し且良馬を産す就中錫ハ最上品とす又毛織類ハ他國に勝れり土俗天性勇悍最水戰に習ひ俗常に善く舟を操る且天文曆學を始め學術諸藝を精究し皆他邦の人ハ勝れり亞墨利加等他の三大洲中にも併せ有つの屬國多し是其約説あり我朝へ慶長五年泉

州堺の浦に阿蘭陀の加比丹ヤンヨウスケエムヘルが日本誌を閱するに彼一千六百九年我慶長十四年神祖より和蘭加比丹ヤッコツブスベクスに信牌を賜ふとあり我邦の人ヤンヨウスと覺へ來りしはこのヤッコツブスベクスなるべしと同然し其國人アンジと云者乘來り言上之上江戸へ入り御目見交易の願申上願の如く免許被仰付九ヶ

年滯留ヤンヨウスは今の八代洲河岸に旅館を賜ふ其名によりて今地名なるなり兩人共に神祖御側近く時々召させられ外國の珍話殊に各國の治亂興廢の事など御尋問遊ばされしなり深大の遠慮恐入奉りし御事なり國々にいふ御遺訓本多殿に御物語の中に日本ハ武道の捨りたる様にするが本意なり太平にても武道忘れれば異國より日本を窺ひ異國太平にして武道忘れれば難祖日本より窺ふ彼秀吉の朝鮮の軍も是なり然れば日本の武將は此心得第一なり上下畧神慮の遠大なる事仰きて×ひ合さる事多かりけり思御朱印成し下され阿蘭陀同様肥前國平戸へ來津せると阿蘭陀への慶長十四年御朱印下し置れし由されば同時あるべし此國は慶長十七年壬子より平戸

へ船を來して交易す同十八年の秋國主始て書を捧ぐ御返書をなさる其八月二日江戸へ着三日朝見獻上の品々の狸々緋十間弩一張象眼入鐵砲二挺遠目鏡長登間程六里見ゆると云六日夕於二之丸花火を立入上覽云々の事ありとぞ同十九年又使節來る元和二年八月廿日五ヶ條の御朱印成下さるとあり

問曰阿蘭陀の於今渡來するに伊祇利須の來らず何ぞ故ある事にや

答曰阿蘭陀の百有餘年來舶連綿たり伊祇利須の其後年々渡來せしに交易利潤少き由にて元和七年より彼より辭して來らぬ事とありしとありとあるよ夫より三十五年を経

て寛文十三年元即延寶五月伊祇利須船壹艘來津す是其加比丹セイモン、デルホウ再び交易願の爲に來りしに此度の如何ある事にや相叶はず向後渡海の事永く停止とありて七月廿六日歸帆せりとなり猶其志の止ざりしにや又其後十六年を経て其國の使者我邦への書翰を持って暹羅應帝亞即天竺なり我播州の舟に徳兵衛等往來の地なりとぞに來其守護に託し日本へ傳達すべき由の沙汰すれども達せず是我元祿元年に當れりとぞ又寶永五年暹羅人を送りて薩州野久島へ來りしも此國の船なりと聞ゆ

問曰近來亦所々へ漂着或は薪水を乞ふ爲にて船を寄するもの多し此國の様に聞ゆ其詳かある事いかん

答曰我邦四面の遠洋眼の及ざる海上の蠻船毎々往來すと和蘭人いひたりと是所謂沖乘にて近き子年來津の魯西亞船にても知られたり薩摩瀉に船を入ざる前の沿海の地見受たる時聞たりき左もあるべきかたましく地方へ船を寄るもの薪水を乞ふに託し若くは思ふ旨ありてする所ならずや艱辛を経たる漂船とい見へざるもの多しと聞ゆ寛政三年辛亥紀州熊野浦へ着せし船蠻文と漢文との書付を出せしが地名船印刀劍等見請たる所を以て考れば伊祇利須なり清人一人乗組しゆへ漢文を添へ船主堅徳力と書せりと聞り是即蠻人の名と見ゆ横文字通ずべからずされども伊祇利須文と見へたり其頃菴葎堂主人何れより得た

りしよや左の書付を寫し示せり是亦紀州へ着せる船より出せるものといふ横文の書法を辨へざるもの再寫せしと見へ字跡をなさず是必イギリス文あるべし傍書の漢字の彼乗組の清人書とる所あるべし地名の未だ曉るべうらず漢文及び蠻文は略と

寛政三年三月廿六日夕方熊野の内大島浦へ蠻船二艘來一艘長十間計本邦の三一艘長八間計二百石積位形紅毛船二百石積位に似て小船あり同晦日夕大砲三十程放候て酒を飲踊様の事を致し晦朔の禮と相見へ朔日朝小船をもちし魁若の赤装束緋羅紗の由十四五人端舟にて磯邊乗廻り小島銃にて砲を十五六打候由此島海へ落候得ば直

に、水、犬、飛、込、捕、來、候、由、其、後、大、嶋、の、水、有、之、所、に、て、水、を、取、
 申、候、端、舟、を、磯、近、に、付、置、白、き、木、綿、を、長、く、引、は、へ、水、際、よ、
 か、木、綿、樋、に、て、端、舟、へ、水、を、ど、り、申、候、由、漁、船、を、招、き、一、短、
 書、を、贈、り、申、候、本、船、是、紅、毛、と、有、之、候、得、共、紅、毛、と、は、不、相、
 見、候、ム、ス、コ、ビ、ヤ、チ、ロ、シ、ヤ、の、船、と、相、見、候、横、文、字、も、有、之、
 候、去、年、本、船、是、ア、メ、リ、カ、と、記、置、候、書、面、と、一、様、に、相、見、へ、
 申、候、積、荷、物、銅、鉄、火、砲、五、十、と、有、之、船、中、鍛、冶、三、五、人、細、工、
 致、居、候、由、其、時、い、ろ、く、漁、人、共、の、見、候、事、故、分、り、兼、候、得、
 共、怪、敷、ほ、ど、の、事、も、無、之、候、然、ど、も、晦、日、晚、火、砲、二、三、十、も、
 放、候、義、注、進、有、之、候、間、少、々、此、方、に、も、御、備、へ、有、之、拙、者、同、
 役、共、兩、人、罷、越、申、候、地、士、二、十、八、召、れ、其、外、少、々、參、候、得、共、

六日に帆致候て間に合不申候何分小船にて大砲を
 放候手段商船にては無之様に存候やはり諸國を見積
 候船と被存候紅毛人も五七人中華人も五人程黒坊廿
 八程乗居申候其餘はムスコビヤの類にて可有之哉と
 被存候華人の通詞と相見候鳥銃を以飛鳥を打候手段
 妙に相聞申候各劔を帶申居候劔は薄きものにて撓み
 申候由是の先年見及候紅毛劔と相見へ候右の外別て
 怪敷事無之候此世紀藩より申來候紅毛人に見
 へたるはイギリス人なるべし
 四月十日大坂來狀
 先月廿七日南風之節熊野大嶋浦檣之崎と申候邊へ鐵
 船二艘漂着仕候由浦口金山と申所之湊沙掛り元船大

サ遠見候ては此方五六百石積位帆柱三本てんま舟四艘有之候薪水杯取に上り申候山へ上り候も此方の人よりさうしく相見申候船中獸類澤山相見候由小狗の如きものを海中へ入れ候て魚を捕せ申候由人物衣裳の大方黒色惣髪と相見へ候紀州大騒動の由御郡代御目付衆追々大島浦へ詰被居候由指出候短書寫本船乃是紅毛船地名花其載貨物乃是銅鐵及火炮五十員。在中華國。赴皮草國。而去無地。偶遭風浪。漂流至此。在貴地。不過三五日之間。不好而在此。好風即日去此。本船人員百口。貨物實是銅鐵。並無別物。船主堅德力記。案。是乘組唐人作れるものと見ゆ紅毛船とい怪し花其といかなる

べし和蘭の王都の名皮草は漂流して至此も偽あるべく思ふ旨ありて船を寄せしあるべし次の横文字の短書を見れば全伊祇利須なり

蕃文并に船の畧圖あれども畧す文化丁卯長崎へ來泊するポストン船も今思ひ合さるゝなり是漂着の船とは聞へず怪しき舟にはあらざるべけれど此邊の地形を見ん爲に船を寄せしあるか世界を周廻して其諸國沿海の地圖を作るは彼輩の常にする所と聞ゆ何地にても如此あるべし但申立は漂着薪水を乞ふといふを以て名とするあり我邦は諸蠻の船御停止といふをも知る故に地名はいろくは紛らかすと覺ゆ

同八年丙辰八月十五日東蝦夷地アブタと云處へ泊せし大
 舶長三十間余幅六間余大砲二十四門鉄砲三百挺櫓三本帆
 十四千石積程端舟五艘其中革船二艘乗合人數百十人内婦
 人一人あり本國はエングレンシユと申せし由四月中本國を
 出帆し南亞墨利加洲のフランコイ等を経て北亞墨利加洲
 のカリホルニヤに至り是より廣東へ到ると申せし由
 翌九年丁巳七月十九日又同地エトモへ着岸是廣東の歸船
 ありといふ但船は別船にして小形人數も減じたり長十三
 間幅一丈六尺櫓二本帆七、大砲十二門、人數三十四人、端船二
 艘、小鐵砲百挺餘、有去年の大船は西南をさして歸帆せり此
 船は荷も仕分け北を廻りて歸帆すといふ是亦如何にや外

に類船多くありて人のみ此船に乗代りたるも知べからず
 兩回どもに薪水を増加ふるが爲に船を寄しと申立し由去
 年に所を變しも怪し船印を見れば全く伊祇利須あり松前
 の加藤某は頗る魯西亞語を知る幸に其船中の料理人に魯
 西亞人あり故に通辨可なりに出來て其大畧を聞しに右の
 如しといふ其申口實否計難く且魯西亞人同船せしも怪し
 といふべし

同年十月中旬房州長狹郡川下浦といふ所より二里許沖異船
 來舶す漁舟數艘漕付見たるに彼人より魚を所望の由故有
 合の魚遣し候へば砂糖を贈り横文字の小書付を授く其寫
 を見ればイヤリス文あり試に之を重譯すればフロヒデン

北アメリカ内の小島にして 北アメリカの内的小島にして
 諸厄利亞の併せ有つ所なり 七 諸厄利亞の併せ有つ所なり
 一年 我寛政三年辛 十一月十日 彼の月日なり我 日本の地に在と
 亥に當るなり 十月日に當る 日本の地に在と
 いふ事と聞ゆ又別に一漁夫の得たる書付あり是亦同斷奇
 れども其文義解すべからず然ども右紙上と同義なり又一
 漁夫の得たるものハイギリス曆殘編あり此舩ハアブタへ
 着せるものあるか

同九年六七月の頃異舩房総海を通舩し下総銚子浦にて漁
 船之を見掛たりしが又イギリス曆殘編を舟中へ投込み去
 れりと又與海にて漁人異舩を見かけたりと聞けり是はエ
 トモ來泊の往來あるや心ありて通舩せし事なるべし定て
 往來の度々地形方位度数を量り尤海路の險易淺深且里程

等迄も測りしあるべし此國諸國に勝りて航海の理を究め
 其術に長じ諸蠻も彼を師とし習ふとも聞ばうかくと
 航海せざるべし伊祇利須ハ日本の周廻を四通巡りしと兼
 て聞しが近來に至ては數回に至り漸々熟知せるあるべし
 切近來長崎へ來る船の中にも名は別にして伊祇利須船來
 津するかと思はる阿蘭陀船といふも船形昔とは相違乗組
 の者も蘭人計にてはあしと聞ゆ冠帽の類も和蘭と相違せ
 るあり是多くはイギリス詞の者にて言語通じ兼るも有と
 あり且貨物もイギリス物多く其國印行の書籍も見へたり
 其船直にアメリカ船と稱し又和蘭もアメリカ船を雇ひ積
 荷して來るといふも有是迄聞及ざるアメリカ船といふも

不審あり又其前後他國の名を唱へ來津せる者も皆イギリス船かと疑はる其証一二なきに非ず取留も亦き臆説の沙汰なれども左に辨ず

寛政八年丙辰阿蘭陀船入津なし翌年の風説書にその申立あり

同九年丁巳六月廿八日阿蘭陀船壹艘入津船頭ウヰルヤムステワルド風説書申立

五月廿四日咬啗吧出帆外に類船無御座候去々年歸帆の船十一月十七日咬啗吧着船仕候

一拂良察臣下の者徒黨仕國王并王子を弑し國中及亂妨阿蘭陀其外近國も同所へ押奇及合戰候段去る寅年

中上候處臣下逆徒の者共追討仕王孫の内國王を立舊臣の者守護仕國中漸平和に相成候に付近國和睦仕候然所諸尼利亞國より大軍を發し阿蘭地商館向へ亂入仕剩辨柄并コロマンデル、コスト等の商館押領仕候に付彌戰爭相募り申候右之通兩國戰爭に付ても咬啗吧表へ通船難成委敷義何分難相分御座候就其専ら防戰之手當仕候義に御座候間前件中上候通既に印度邊の商館所々諸尼利亞國奪取候義に御座候右に付ては本國并印度之諸商館とも不穩候に付ては咬啗吧表へ廻着不仕義は勿論大船之分は何れも軍船に相備敵船を爲相防所々出張仕候得共去年之義何分御當國へ出船

之手當難相成仕置不申義に御座候其餘今以戰爭彌増に罷成殊に大船之向々は過半去年中之戰爭に付ては破損仕其上咬嚼吧乗筋へ敷多之兵船を伏せ罷在候得ば容易に難乗渡已に當年之義も咬嚼吧仕出候義難相成程之義に御座候得ば引續兩年渡來不仕殊更外國筋右體之風説不申上候義於頃役ても甚以恐多奉存候依之色々評義仕候所迎も是迄乗渡候通之大船にては例之乗筋乗出候は、敵船駛候義必定之義にて無難にては乗通之義相叶間敷奉存候に付例之乗筋より東南の方へ針路を求め乗通候様頭役共々申付候猶又別て暗礁多き場所に御座候得ば其邊案内之船方之者共新規

抱入有合荷物積込咬嚼吧出船仕今日着岸仕候義に御座候且又當年加比丹交代期年に候得ば是非新加比丹渡來可致筈に御座候所前件申上候通所々及大亂候に付敵船防の爲諸商館へ罷越役掛りの者敷多死失仕誠に不慮の患より無據仕合無是非新加比丹乗渡不申義に御座候云々 かびたんげいすへふとへむみい

巳七月

按ふ此年の船頭例年の如くからずアメリカ船といふ乗組異跡の人々もアメリカ人と稱せしむ傳へ聞く船首にエリサ、オフ、ニウヨルクと題せりエリサは船の名オフはのなりニウヨルクは亞墨利加洲の一地名諸尼利亞國の所領なり

と外に群即ちニウヨルクの某船の儀なりとぞ船中阿蘭陀
 人兩人其餘の皆アメリカ人と申立船頭ステワルドも其一
 人ニウヨルクの者ありと云し由惣人數八十餘人なり右兩
 人の阿蘭陀一人の船頭ロイド是迄幾度一人のシトペンヘステ
 ワルドは脇船頭と唱し由兩人の外ハアメリカ人と稱せし
 が共ステワルドの類三人なり其一ワツリン表向外料と稱した
 たる其二シーモンド其三をスミットといふ此四人のもの
 イギリス辭なり水夫の數十人英臥兒人の由皆黑人なり是亦衣
是初て渡來因て顧ふに前文風説書の如く阿蘭陀國のイキ
 リスも戰負て印度の諸商館も奪られ去年の渡海ありがた
 き折節あれば右ステワルドといふもの此年咬嚼吧在留の

蘭人に強て日本交易を組合せしか又別に荷主を拵へ辨柄
 邊の商館よりアメリカ往來有合の船に貨物を積入其國勝
 利の勢を以て日本へ申譯の爲兩人を乗組せ且頭役より押
 て送り狀を取乘來り蘭船に紛らかしたるか有合のアメリカ
 カ往來の船を用ひたるも本國の名を避んとてにはあらず
 や必らずアメリカ人にはあらず四人共にイギリス人ある
 べし水夫モール人あるも即辨柄邊の者なるべし榜葛刺ハ大
州な相對整ひしが如くにて實は押てかくなせし所か和蘭
 人もとより之を知り居る事なるべけれども我邦に耻を掩
 ひ且彼に勢を吞れ止事を得ず前文の如き風説書をも申立
 しかと疑はるステワルド實は船主なりと聞ゆ性柔和に見へ小男あり
沈勇奸智ある者と見ゆと再渡の様子にてし知るべし彼

自ら曰蝦夷地へは兩度至り是全くイギリス船イギリス人なる
日本東南海を通りしとぞ
べきかど追々に疑ひを起せし不審の一

又按に去ル八年にはまさしくイギリス船我蝦夷地アブラ
え來泊し九州豊前の沖にも異船見へ東海にも見へし云々
は怪しむべき事なきにわらず又翌九年は前にいふ如く同
國の船蝦夷地エトモへ着云々是亦思ひ合する事有るあり

寛政九年丁巳九月七日對州方の御届

去る八月廿四日の夜中朝鮮國釜山浦と申所へ異國船
壹艘乗込候と相見へ同廿五日致繫船候に付從朝鮮問
情仕候所言語は素より一體文字等不通に御座候日數
七日程に相成候得共出帆不仕云々

十五六歳の小童乗組人數大勢人躰筋骨逞く顔色不常
頭に被りものを致し衣服異なる絹を着す一躰色赤黒
又は青色の様子の類も有之候

彼方より格別宜く相見候紙を出し鳥の羽の様なる物
を持出し何やら書候得共文字にては無之
按ずるに鷺翮を鍛ぎたる筆にて横文字を書る故文字にて
は無之と申せしあるべし

廿六日四人端舟に乗組釜山浦近所牛岩浦と申所の近
所長崎へ乗附致上陸山へ登り目鏡と覺敷品を以四方
を見渡し暫有之云々

按ずるに地形方位を圖に摸する爲なるべし

船長拾八間程有之木厚丈夫なる牙櫓二本絹にて作り候色々の旗を建居武器をも致所持居乗組人數凡五十人程も有之様子船の者壹人火打様の物持出音も無之摺合候と相見候所大筒鳴出云々

九月朔日四五人端舟に乗り釜山城の沖手より坂の下と申所の沖手を漕廻り下ヶ玉を以水底の深淺を試坂の下の濱邊より上り濱の廻り且其外の様子を考候上本船へ歸り候由

一何方へ出帆致候もや宜風合御座候ても致出帆候様子無御座候に付朝鮮人々早々致歸帆候様仕形致見せ候得共北の方を指さし出帆難成様子を致し又自分の船

を敲指を出し仕形仕類船四五艘の事にも候哉此浦へ乗來るを待受居候仕形杯致候由右の通にて只何と云く繫船仕居候由去朔日迄右の通と申來候 九月十日按ずるに蝦夷地エトモ着岸のイギリス船も類船あるか同年の事にて月日も符合し右船形も似つかひし

一當月十五日夜對州領内廻り浦遠見嶽と申所の沖地方々十里程の所に異様の船數艘づゝ三ヶ所に集り格別大船に相見漂候跡に候所晝頃々海上別段の船幽に相見夜分に至り通船先不相見候所同夜右近所網浦と申所の沖手に當り大筒を四放放し山谷へ強く響き其翌十六日明方に船にても可有之哉と申程臆に相見居候

所卯下刻頃俄に雷雨甚しく右の暴雨にて何方へう致
通船候所無程雷雨の晴海上も晴候得共一向不相見候
由申來候 九月

按に右書付の船の數艘づゝ三ヶ所に見へしと云是釜山浦
へ來泊せる類船あるべし此邊の地海を見積りし事と思ひ
る如何様の計議かある是前文の條々を考ふるに必イギリ
ス船なるべし

同十年戊午六月十日去年の如き船長崎入津シヤガタラ仕
出しにて去年の御請書も持參アメリカ人と云もの上乘し
て來る船頭ウヰルヤム、ステワルド其外シーモンド、ボラム兩
人水夫は去年の通のモール人にて同じもの共あり此船阿

蘭陀人は壹人も乘來らず

風説書

一 去年申上候通エゲレス國より大軍を發し阿蘭陀へ押
寄及合戰罷在候

一 當年は新かびたん乘渡り交代可仕筈御坐候所去年
申上候通本國筋并印度邊諸商館の向々戦争相募候に
付敵軍防の爲諸商館へ罷越居候役懸り之者共未歸國
不仕候に付かびたん職の者ども咬嚼吧着に居合不申
候に付無是非當年もかびたん乘渡不申候

役人 此れをばるとうゑるれむらす
此年阿蘭陀人壹人も來らざる事尤怪むべし

按ずるに是ステワルド船にて去年の如く相對にて來ると覺ゆ
是全くイギリス船イギリス人再び來るあるべし是不審の二

此船十月歸帆の節神崎沖にて沈船とあり曳揚候て又
湊入修理を加へ翌十一年己未四月歸帆柱三本共に吹
折便る嶋あく逆風にて長崎へ吹戻せし由依て再び修
理を加へ同年秋出帆の阿蘭陀船と一同に出帆

同十一年己未小船壹艘拾二人乘にて渡來此年和蘭人ヘン
デレキ、スーフ筆者頭なりハミシ云壹人其餘は船頭初め何れもアメ
リカ人と云申立船もアメリカ船の由去年の歸帆着岸なき
故如何の事と當役方ヘムミイへ書簡遣せしとぞスーフは
滯留し貨物御取揃何れも歸帆案は是又相對よて蘭人壹人

乗組本船はイギリス貨物イギリス人なるべしアメリカ船
アメリカ人といふは假稱なるべし是不審の三ツ

同十二年庚申閏四月四日小船來津船頭ステワルド蘭人一
人も乗組なし其申立は曰去冬歸帆の節ホルチチ近邊よて
又々難風と逢ひ終に破船乗船人數計り端船にて助命數度
の難船シヤガタラへ無申譯ホルチチより船を借り相應の
貨物積入來候由シヤガタラ仕出に無之を以て加比丹願之
上秋中蘭船着津迄御差留按に此ステワルド申立尤怪むべ
志矢張印度地方イギリス所領の國を仕出せしあるべし是
不審の四

同年秋阿蘭陀船來津船は所謂アメリカ船あり加比丹フル

デナール船頭スミット度々来り外に蘭人四五人あり其餘は水夫迄アメリカ人なり黒人も少々有りど按に此時亦阿蘭陀伊祇利須相對の上乗組來る歟熟談の上か強て組合て來るや其相對の程如何にや是不審の五ツ

享和元年辛酉阿蘭陀船二艘來津一艘は不殘阿蘭陀人一艘は不殘アメリカ人なり船は所謂アメリカ船なり按に此年の風説書失す此節の事委しく聞ずアメリカ人といふは矢張イギリス人なるべし是不審の六

同二年壬戌阿蘭陀船入津阿蘭陀アメリカ乗組按に此年の風説書并に一跡見聞を闕く乗合といへば是亦伊祇利須來りしあるべし是不審の七

同三年癸亥七月六日入津の阿蘭陀船風説舊

アメリカ洲の内バルチモールと申所の船を借咬啗吧

より仕出し申候船頭ヤアメンデアン

按に阿蘭陀人アメリカ船を借受來りしといふもの此時を初めとするか此船イギリス船にて其國人阿蘭陀人を載來たり入津せるか其疑しきはバルチモールといふ國土與地の全書を考ふるに亞墨利加洲中に其名見へずイギリス國を三州に分てるの其一意フィリッパ而蘭太といふ州内に屬する地にバルチモールといふ港有恐らくは此所の船ならんかしからばアメリカ洲内にあらず矢張廣くイギリスと稱すべし是亦聞なれざる名を稱して紛らかせるものならんか是不審

の八

同年同月八日入津アメリカ船アメリカ洲の内ニウオルク
 と申所より仕出し船形同斷船頭ウ井ルヤムステワルド接
 ずるにステワルド渡來四度に及ぶ此時四十餘歳と見ゆニ
 ウオルクの名を稱せしは全く偽りにて印度地方イギリス
 所領の地方仕出せる船あるべしニウオルクは北亞墨利加
 洲の内加拿太といふ國に屬する地あり總國をエ井オルク
 といふイギリスに服屬すと輿地書に見ゆ即ち己か所領な
 り然れども數萬里外のアメリカ洲エ井オルクよりはるく
 こゝに積來るものに非ず貨物の悉く印度産物ときけり妄
 りに他名を記してイギリスの名を隠せるあるべし船は御

指戻となる天鷹絨服の書簡二通持參自分商賈願差出す尤是不審の
御取上なしと云是阿蘭陀人不請合故となり

九

同年同月廿四日入津ベンガラ船ベンガラ國の内カルキエ
 ッテと申所より仕出し船頭エミス、トウライ船形同斷按に
 一説に船形異に記號もあし人は辨柄とは見へず一昧衣服、
 言語印度の摸様にあらず全く歐羅巴様なり辭多くは伊祇
 利須伯使の男登人稱和聞是亦所謂アメリカ人なり但水夫
 はベンガラ人なりと見へしとなり榜葛刺は大莫臥兒に屬
 する大國にて印度諸州中有名の美國なり和蘭諸厄利亞二
 國の人皆こゝに至りて交易し大利を營むといふ此辨柄に和蘭方置し所の商館を近來イギカルキエツテは加力鳩多なり南印度の麻辣襪
リス奪取しと云

爾といふ國に屬する大國の名あり固より榜葛刺に屬する地にはあらずベンガラ船カルキエツテ仕出しといふ事右の如くなれば申立怪むべし何れに辨柄船といひて船形人物言語衣服前にいふ如くなる時は是亦イギリスならん船は御差戻とある是不審の十

文化元年甲子六月三日長崎入津阿蘭陀船風説書

去ル五月十六日ジャガタラ出帆二艘出しにて〇月三

日夕方入津仕候一艘は臺灣沖にて見失ひ申候當時本國戦争の事も平和に及候に付當年者本國船仕出申候併印度諸地の商館は多年の戦争故困窮仕未如以前相調不申候云々

此年も亦アメリカ船水夫は所謂アメリカ人と聞へ辭ハイヤリスなり蘭人もありしがといへども右の趣なればイギリス尤加はりしと知らる是不審の十一

同二年乙丑此年の風説書失す

同三年丙寅長崎入津壹番船六月廿二日着風説書

一當年御當所渡來の阿蘭陀船二艘の内壹艘四月廿八日
咬嚙吧出帆仕海上無別條今日御當地へ着岸仕候下
一去年申上候エゲレス國フランス國の事争論の義今以
濟合兼申候趣本國方申越候尤咬嚙吧表其外諸商館の
向々の静謐に御座候て當年も自國の船にて來朝仕候
將又印度邊諸商館既に再建仕候得共數年來戦争の末

に御座候得ハ行届不申候

一魯西亞船壹艘廣東表へ渡來仕候由云々

一去年歸國仕候へどるまるてんまつく義再渡仕候

かびたんへんてれきどりふ

此年も船形并に人數去年の如く蘭人の無之由あれば是不
審の十二

風説書失ひしものも有れども大抵右の如し寛政九年以來
文化四丁外迄十一年の間右所謂アメリカ船と稱する物計
よて獅子號の船來らずと聞ば伊祇利須と思ひるゝ事あり
此寅年の秋ハ唐太島へ魯西亞人來りて亂妨したるとて夫
くの御手當聞へしよ又翌卯の年の東方エトロフの騷亂

あり其前後と覺へて又長崎へ異船一艘見へし沙汰聞ゆ其
言上の趣を聞ば左の如し

文化四年丁卯四月廿七日曉長崎伊王嶋に異船若津船
繫す之を糺すにアメリカ國ポストン船なり廣東へ商
に行きたる歸船水を乞候爲に船を寄すといふ乗組二
十六人水を與へければ五月朔日出帆す又島原侯より
の御届書に五月九日申の中刻頃野母遠見番所より巳
の方にあたり三里程に異船一艘見候所夜中何方へ走
行候哉十日の朝ハ不見云々是ポストン船の吹戻され
しもの歟といふ又長崎人曰此船南へ走るべしと思ひ
しに西をさして出帆せり然ば日本西海を北アメリカ

のポストンへ歸帆せるにや云々

按に夏の間蝦夷地騒動の頃五月中旬前後津輕と松前の間
異船乗通り又南部佐井沖にも見へしと注進せり其頃秋田
領の沖にも見へしとの沙汰も聞へたればポストン船ある
と必せり吾輩此沙汰を聞に及ばず魯西亞亂妨の折柄なれ
ば其類船西より廻りて夷地への渡り口を窺ひしものあら
んかと思ひ過せり

但此ポストン船といふも怪しむべき事なり決て薪水を乞
ふ爲に船を寄たるに非ず我西海を巡見し津輕松前の間を
ぬけしは彼が要用の事有かど知らる人物の様子未聞され
ども是亦イギリス船なるべしいかにといふに興地の圖を

按ずるにポストンの北亞墨利加洲加拿太の南海に在るの
要港即イギリスの所領にしてイギリスの新に名けてニウ
ウエロンドンといふニウウエの新なりロンドンの諸尼利
亞の都府の名なりこのポストンの總州イギリスより開闢
したる所にて新諸尼利亞と稱するあり如此の國なれば自
己土着のポストン人航海するといふ事なし名のポストン
にて實にイギリス船イギリス人あるべし但ポストンと申
出たれども何國か仕出せし船なるや寛政三年熊野に來候
船の説併せ考ふべし志す子細のありて我海上を廻りしな
り廣東の歸船といふも怪し是不審の十四

同年二月十七日長崎入津阿蘭陀船二艘風說書

當年の義は二艘共に自國の船にて渡來可仕筈の所本國
 其外諸商館の追々指越置候但シ今般咬囉吧出帆の比迄
 歸帆不仕候ニ付二艘の内壹艘アメリカ船借受渡來仕候
 此アメリカ船借受と云事通辭輩に問ふに西亞墨利加洲ニ
 ウウエナルクの船咬囉吧に來り居るを雇ひ來るといふ接
 に右にいふ如くニウウエオルクの諸尼利亞の領地なれば
 イギリス船を借しといふべし又ニウウエオルクの内ニウ
 ウエアムステルダムとて和蘭の所領もありと聞ゆ或ハ其
 船か然らば借るといふ斷にも及ぶまじやはり此度も一艘
 イギリス船あるべし名をさけてアメリカ船といひたるが
 如し今年ハ貨物の品々も夥しく近年これき上好の物品

少からずと聞ゆれば益イギリス差加りしかと思はる和蘭
 彼を差加しハ據き次第ありての事なるべし下に辨ず是
 不審の十五

猶此數个條の餘もあるべけれども悉く是を知らず且此數
 條も前後の相違もあるべし又考違へて疑ふと疑ふべから
 ざるとの差別もあるべし固より臆案の沙汰されば實證を
 取りし事には非ず唯是も和蘭輿地の書を讀んで頗る其地
 形方位古今沿革治亂興敗の形勢を畧知れるに本けるの疑
 なり通事輩は本務に暇なく多くは地理考究の事にも及び
 難しと見へ御停止の國の外ハ偏に和蘭の申口を其時に和
 解し上れる迄かと思はる又上に立給ふ方々は他事と違ひ

當時在上者
大抵如此時
事可知

外國異方の地利方角所在遠近等の事は不案内に在らせられ彼の御制禁の呂宗阿媽港ポルトガルロウマなどいへる國々の名さへ耳に觸ざれば其地は更に心にいめられず[○]に過行玉ふ事と思はるゝなり既に右に疑ひ辨ずる地名も方角遠近等は茫洋として猶辨じ玉ふまじ宜く地圖によりて考へ玉へかし西洋地方の事は漢土幾百卷の諸編にても考究し難し幸ひに年來御免許渡來の和蘭もあれは其人に依り其書に因て海外諸國の大畧は心得させ玉ふは治道の一要事たるべし我は獨自ら守りて彼に用なきが如くされども彼は我も志を通せんとする事古今かはらざればあり是上に附記せるが如く二百年以前すでに神祖の遠慮あり

百

らせ給ふも循ひ由り給ふといふにも叶ふべきか

問曰和蘭は伊祇利須の爲に不得止事の次第といへるは如何なる事にや

答曰阿蘭陀と伊祇利須とは近國にして昔より兩國の往來絶へず但し其の交際世々ひとしうらず或ひは仇敵となり或ひは和親せし事等幾度といふことかしと聞ゆ寛文中より安永天明のころまでも和蘭風説書を集めしをみるに或は争ひ或は和睦せし事度々にて近來も同様の内其國勢を察するに二三十年前後は數度の戦争に利を失ひ大に衰弱せるにわらずや年々言上の風説書に本國と拂良察伊祇利須と戦争ありといふ事聞へ扱夫故にや日本渡來の商

百一

船年々の有無形狀大小等いろ／＼有夫に付てははか／＼
 數貨物も持渡らず旁にて察せらるゝあり近年内々の噂を
 聞けば印度の内所々に構へ置く諸商館を伊祇利須の爲に
 奪はれしといふそれが中エロマンデル、キエスト喜望峯を
 も奪はれしとなり此處は本國より船を發し一筋に此港に
 着岸貨物をも仕込來る要港と聞りこゝを出帆して直に咬
 嚼吧のバタビアといふ領所に至りこゝにゼチラールとい
 ふ總督ありて天竺地方廣東日本へも交易の大小船を仕出
 し來りしとまかるに肝要の喜望峯を始印度諸商館を奪は
 れし上は窮厄に至るも斷りなり扱本國も取亂れて總王も
 イギリス國へ囚れとなりて居るども聞ゆ是は子年魯西亞

護送の漂民等もその噂を聞來れば相違もあるまじ然れど
 も七王持合の國なれば總王は擒となりても滅却には至ら
 ぬ趣あり委しき次第は分らず何れにしても國勢大に衰へ
 しと見ゆ依之思ふに當時は和議専らなれども彼に勢を吞
 れて種々難澁を受け迷惑一方あらぬにはあらずや近ごろ
 聞イギリスより喜望峯、榜葛刺の商館は還せしが則意蘭の
 侵地は戻さず外に代地を出せしともいふ是も如何の子細
 あるにや知らず伊祇利須右の勢あれば咬嚼吧のバタビア
 をも侵奪すべけれど此所は全くの和蘭所領にして年久
 しく保てる地故要害も嚴重なるべく又總督もありて取押
 有る事故容易には手に付かぬ事なり但其勢を以て日本の

商舶は我借合べしなど、難題し肯んぜざるをも強て是を
 共にし或は蘭船に紛らし他の地名杯を稱して長崎へ來津
 もせしかと思ふあり右の證は前件に辨ずる如くたま〜
 獨立せる蘭船も他邦の船を借つて伊祇利須を忍び來ると
 察せらる昔渡來の蘭船には船首に獅子の記號ありしが近
 來此記號の船絶て渡らずともきけり然らば和蘭人此次第
 を日本へあらはに告ぐべき事あるに今日迄よき程にいひ
 ちし實を吐ざるはいかにといふに漸々自國の衰へし耻辱
 を外國へ明すに忍びず先あるたけは蔽ふ心なるべし人情
 已む事を得ずとは此次第なり和蘭元より小國といへども
 他の諸大邦とも比肩し又三大洲中にも所々開拓して我有

とあせし地も多く土俗の勇強機智他に劣れりとも聞へず
 盛衰勝敗時運の止むべからざる所あり是迄も敵となり味
 方となりしも幾何度といふ事もあしと聞ゆれば又時勢を
 得る事も有るべく包みても知れざる國ならば先は掩隠す
 心にやと思はる故に近來長崎に入まじき船どもの來り實
 はイギリスたる事を知ながらも明さぬ事と思はるゝあり
 是皆推察の沙汰取上べき事にはあらざらん
 問曰伊祇利須いかなれば和蘭と争ひ我日本へ渡らん事を
 欲するや

答曰是前件にいへる彼の勢に乗じて和蘭の印度諸商館を
 數く奪ひし事を知ざる者の論なり是隴を得て蜀を望むの

人情印度の諸商館を奪ひし上はバマビアを侵さんどすバマビアは和蘭商船を日本へ仕出す地なり此地容易に手に入がたきを以て先其通路を妨んとす是漸々印度商船を絶ちて後こゝに及べるなり且折を得ば日本の和蘭商館をも己か手に入んとしてあるべし我人情にては和蘭人に敵する志ありても他の國に居る土地を妨ぐべき様なしといはん彼に在りては此情ある事なきか如何となれば譬へばベツガラは大莫臥兒の地なり其中に和蘭商館あり既に之を侵して我有となす然るにその本地の莫臥兒にては敢て之を避すと見へたり彼此類と心得しなるべし是東西人情の同じからざる所なり且此國一旦は我國へ通商し 御朱印

迄も所持の國なれば一度は辭して來らぬとも追年深く我國に望む所ありと見ゆる事は前條件々に述べたるが如し又外に我國に心を寄する事あるか共思ふ事あり

問曰我國に心を寄するといへる事如何

答曰昔魯西亞に黨與して我國の動靜を窺ふかと思ふ事あればなり是上にいふ如く近來度々我四面を巡行し尤怪むべきは四五月の間のポストン船あり魯西亞船と申合せ西海の趣を見てオーツカムサツカに至り注進せるにはわらずやと疑はる伊祇利須和蘭とは間隙あり魯西亞も年來和蘭を惡む事甚しと聞り且兩國ともに日本通商を望む事日久しく魯西亞は日本と交易して隣境不毛荒蕪の領地を潤

さんとし伊祇利須は和蘭を挫きて其衰ふるに乗じ日本交易を絶しめて之に代らんとす我國を望む事は兩國同情と見ゆればなりもし兩國ともに其志を達せざる時は相與してこゝに仇をるも知るべからず魯西亞に次て恐るべきは伊祇利須なり漸々此邦の海上を周廻するも先其地理を知らんどの深意なるも知べからず

右いふ如く長崎へは別に名を託して度々渡來し其地理を諳じ海外四面をも遠洋を時々通行し千里鏡にて見やりなんとして大抵は我地形を知るべし且彼が星象と航海の術に長ずるは諸蠻の師とし仰ぐといふ程なれば千里萬里の往來は猶我内海を廻るが如く婦女子の乗組居るを見ても

知られたる本國は海中に在るの島國といへども毎度拂郎西等の大國共戦を挑み魯西亞とも鋒を交へんとす然れども魯西亞近時の強盛には甚恐れて今は服従せる事あり先年拂郎西國との合戦利を失ひて魯西亞に援兵を乞ひこれよつて勝利を得し事あり然るに如何なる事にや弟那瑪兒加を打破り數万の砲聲遠く新都下迄轟きしとかや已に都に入らんとする時如何なる故にや猛風大雨卒然として起り其軍船悉く陸へ登り一戦にも及ばずして魯西亞人の爲に諸將皆虜とありぬ是近き女帝エカテリナの代あり帝大に逆鱗し過し援兵の恩義をも忘却し斯くの逆意天已に之を誅せしかり其罪誅せずんばあるべからずとあり種

々に其罪を陳謝し遂に堅く誓約をかして永く服従する事
とありしと漂客等が物語有又漂客等目のあたり其屈服の
状を見しは使節の船イギリス海上通行の節暗まされに此
船に向ひ大砲を放てる軍船あり使節人をして帆柱の上に
登せ大音にいはしめて曰是は魯西亞帝より日本使節の船
なりいづくの船なるか砲を發つて我に敵するやと彼之を
聞て仰天し帆を卸して一兩人端舟に乗り本船へ漕付謝し
て曰是はイギリス軍船なり此海上動もそれば拂良察我を
襲ふ或は其軍船なるやと空際中見損ひ貴船へ對し斯の次
第其罪逃るべからず幾重にも免許あし給はれといひたり
使節ノサノット更に承引色なし依之段々人を替へ酒肴等

を齎し來りて其失誤を陳謝しけれども終に肯んぜず從者
二三人を具して彼軍船へ乗移り本船はイギリス某の湊へ
廻し置べしといひ捨て其身は彼都城ロンドンへ往たり日
ありて待受たる湊へ出たり其仔細は聞得されども定て國
王に出會て其過失を責め彼是討論し其罪を謝するの誓書
にても取來たる様子なり二三人を伴ひし斗にて軍船へ取
乗りいはし敵國へ行が如し恙うれども彼に在ては聊も無
禮する事もなく畏敬匍匐する事と見へたり彼勇悍強盛な
るイギリスといへども魯西亞の爲にはかく屈服し其猛威
見るが如し如此の形勢なれば何事によらず魯西亞の令は
背く事有まじく又事あらばイギリスには左袒すべし事の

破れに及ぶが如きは兩國必ず相黨すべし兩雄志を合する
 が如きは防戰最難かるべし伊祇利須近年我方を窺ふも既
 に魯西亞の素志を助る爲かとも疑はる此國一旦我を辭し
 たるものなれば遠ざくべし近づくべからず薪水を乞ふ爲
 といひ漂着せるといふ異船よは努々汕斷なき様にありた
 し又長崎來津の異船も深く御吟味有之然るべき事なり之
 を手荒く扱ふも無益なり但彼を詳に知りて所置ありたき
 あり彼が申口をもて引當とそべからず歸ればよし拂ひの
 易しとして常に心に置いて忘れざるこそ然らんか彼國の深
 遠の謀慮ありて志す所を促急にせざる國俗に聞ゆれば恐
 るべく怖るべし若之を疎漫にして事急に及ばし臍を噬と

至理至言

も及び難からん此等余が臆度に出る事なれども天下の氣
 運各土の時勢を察知すべし疑て設るの變に當つて用あり
 侮て備へずんば盜を見て細なふの誚もあらんかねく遠
 き慮あき時ハ國家の大事たるべし何れにも我國の四面に
 海を受たる地なれば外寇に備ふるこそ第一たるべし昔な
 しとして今なしといふべからず圖らずして魯西亞隣境とな
 るの類あらん宜く是迄渡りある所の和蘭の書によりて萬
 國異邦の地理方位遠近と各國の治亂興敗兵威の強弱盛衰
 古今の異同あるの類をも預め知りて不虞を待たば時に臨
 んで狼狽する事なかるべきか昇平日久しく士民安佚に日
 を消したれば今聊か魯西亞の外寇あるも却て我武を養ふ

の藥餌たるべし是兵を煉り武を講ずるの時とやいふべし
唯々おのれらが如き草野の小民迄も猶幾萬歳太平の化を
戴かん事を思ふ斗他事あし足下伊祇利須の來由を問尋る
に付取留もなき影を捕へ空を捉むの臆度僻説を書連ね其
答に充るかり取捨ハ子の高明に在るといふ文化丁卯の夏
知非齋中に漫りに録す

據實舉證一々辨明不遺餘力在當時極是有用之文字。

渡邊華山畧傳

渡邊華山名ハ定靜字ハ子安又伯登ト曰フ通稱ハ登ノ
稱ハ田原侯賜フ所ト云フ又寓繪堂全樂堂昨非居士金嗽
居士隨安居士等ノ號アリ世田原侯(三宅土佐守康勝)ニ仕
フ父ヲ定通ト曰フ寛政五年九月十六日ヲ以テ江戸ノ藩
邸ニ生ル幼ニシテ沈深膽畧アリ一日途上車ニ遇ヒ倉卒
ハ際避ルニ暇ナク誤テ溝渠ニ墜ツ祖母大ニ驚キ急ニ之
ヲ呼フ華山徐カニ起キテ神色自若應答常ノ如シ人其大
器ヲ期ス八歳ニシテ世子龜吉ノ侍者トナリ後チ藩儒鷹
見爽鳩ニ從テ學フ一日友人高橋某華山ニ言テ曰ク子儒
ヲ以テ家ヲ成サント欲ス誠ニ善シ然ルト雖モ君ノ爲メ

ニ謀ルニ少シク忍テ書ヲ學ヒ以テ一家ノ窮困ヲ救フ
 ニ如カス蓋シ其天資畫ニ巧ミナルヲ以テナリ華山性至
 孝此言ヲ聞キ大ニ感シ是ヨリ畫ヲ平山文鏡朱紫山金子
 金谷谷文晁ノ諸家ニ學フ始メ畫ヲ學フキ家貧ニシテ頁
 紙ヲ買フ能ハス母日ニ十六錢ヲ出シ紙數葉ヲ購フテ之
 ニ與フ遂ニ一家ヲ成シ聲名世ニ冠タリ文政四年華山父
 ヲ失ヒ悲哀措ク能ハス自ラ父ノ像ヲ畫キ正服端坐朝夕
 之ヲ拜スト云フ天保ノ初凶荒相續キ穀價騰貴藩侯華山
 ヲ召ス華山時ニ病ヲ瘳ニ在リ救荒ノ策ヲ上ラント欲シ
 筆ヲ把ル能ハス因テ救荒ノ書數十部ヲ獻ス侯因テ吏ヲ
 派シテ飢民ヲ救濟ス封内ノ富商豪農之ヲ聽キ感奮爭ヒ

テ金穀ヲ獻ス田原封内一人ノ餓死スル者ナシ天保三年
 祿百石ヲ加ヘ年寄格ニ進ム田原ニ至リテ沿海ノ地ヲ歷
 覽シ海外諸國ノ旗章ヲ畫テ之レヲ其戍吏ニ與ヘ以テ緩
 急ニ備ヘシム既ニシテ江戸ニ歸リ益蘭學ヲ脩メ專ラ西
 洋ノ事情ヲ講究ス時ニ都下ノ名流尙齒會ノ擧アリ華山
 亦其席ニ臨ム夜ニ及テ談話時事ニ及ブ時ニ蘭人事ヲ長
 崎ニ訴フ會幕吏芳賀市三郎トイフモノアリ密カニ蘭人
 訴フル所ノ書ヲ寫シテ懷ニス乃チ出シテ衆ニ示ス其略
 ニ曰ク長崎ニ在ル和蘭國ノ甲比丹カビタン松將カシマ謹テ鎮臺久世加
 賀守公ノ執事ニ白ス今ヤ英將モリスン摩利遜日本ノ漂民七名ヲ
 護送シテ至ル實ハ事ニ託シテ互市ヲ請フナリト且語テ

曰ク鎮臺直チニ之ヲ幕府ニ呈ス而シテ閣老水野越前守
 忠邦謂フ宜シク文化中魯使冷泊涅土ヲ逐フノ例ニ倣フ
 ヘシト華山之レヲ聞テ曰ク聞ク英國ノ使摩利遜ハ豪傑
 ノ士ナリ其人ト爲リ固ヨリ冷泊涅土ノ比ニアラス而シ
 テ安リニ之レヲ拒マント欲スル蓋シ外國ノ事情ニ通セ
 サルカ故ナリ吾カ輩平生洋書ヲ講スル抑何ノ爲ソヤ當
 ニ書ヲ著シテ當路ノ夢ヲ破ラサルベカラズ乃チ鳩舌小
 記慎機論蕃論私記等ヲ作ル幕府監察鳥井耀藏林大學頭
 衡ノ第三子常ニ蘭學者ヲ惡ミ之レヲ抑制セント欲ス會
 洋學ノ徒無人島ヲ開墾セント欲シ將ニ幕府ニ請ハント
 ス花井虎一トイフ者アリ嘗テ幕府ノ吏小笠原貢藏ト同

僚クリ貢藏乃チ虎一ヲ誘テ曰ク子洋學ノ徒ヲ彈劾セバ
 重ク用ヒラレン虎一大ニ喜ビ耀藏ニ告テ曰ク近ク洋學
 ノ徒無人島開墾ヲ名トシ竊カニ海外ニ航セント謀ル其
 舉近キニ在リ若シ遷延セバ禍害測ラレス宜シク早ク之
 チ誅シ以テ禍原ヲ絶ツベシ耀藏之ヲ水野忠邦ニ讒ス忠
 邦聞テ大ニ驚キ吏ニ命シテ逮捕セシム華山モ亦捕ヘラ
 レ獄ニ下ル其實華山長英ノ徒開島ノ議ニ關セザルヲ以
 テ已ムヲ得ス事ヲ慎機論ニ託シテ華山ヲ責ム天保十年
 己亥十二月華山遂ニ禁錮ニ處セラル其宣告文左ノ如シ

三宅土佐守家來

渡邊登

其方儀主人領分三州田原は遠州洋中へ出張り候場所
 よて其方儀海岸掛り相心得罷在候に付海防手當ハ勿
 論蠻國の事情に通じ主人の補翼に相成度心底よて長
 英併に小關三榮、幡崎鼎と厚く交り蘭學を學び西洋諸
 國の風俗并に去年の參府の甲必丹ニイマン話説等傳
 聞の儘筆記致し置き候處を書き集め鳩舌或問同小記
 を致著述其上追々蘭書の義理相分り候に従ひ彼國の
 政教武備等行届き候様存じなし主人の領分海岸手當
 の儀厚く心配罷在候處イギリス人モリソンと申者日
 本漂流の者を自國の船へ乗せ江戸近海へ送り來り候
 旨甲必丹より内々申上候由風聞承り及び右モリソン

は暫く唐土へ留學致し學力も有之當時官稱重く被用
 候人物の旨傳聞の説を事實と相心得彼國表より信義
 を唱へ漂流を送り來り候處近年被仰出候通り打拂被
 仰付候ての後來恨を結び不可然と存じ迷ひ慎機論并
 に海外事情等を受答候之書面を綴り右の内に井蛙鶴
 鶴或の盲普想像等の譬へを取り其外恐多き事共を相
 認め御政事を批判致候段畢竟海岸手當薄く候ての不
 虞の儀有之候節國家の御爲に不相成儀と一途に存込
 候心底を以て自問自答の心得にて右の通り認め顯し
 候得共計らずも容易の文勢に流れ候に付恐入候儀
 と相辨へ未だ稿を終へ不申下た書の儘仕舞置き他見

爲致候儀ハ更に無之由ハ申上候得共右始末不憚公儀
不敬の至重役相勤候身分別して不届に付主人家來に
引渡し於在所塾居申付る

華山幽囚中數書ヲ朋友ニ贈ル幕府之レヲ聞テ藩侯ヲ讓
ム華山曰ク公吾ガ爲メニ罪ヲ幕府ニ得ルカト即チ自盡
ス年四十九實ニ天保十二年十月十一日ナリ母氏其喉ヲ
刺スヲ見怪ソテ曰ク兒何爲レソ婦女子ハ爲ニ傲フヤト
乃チ其衣帶ヲ解キ屍ヲ檢スルニ先ツ腹ヲ屠シ後チ喉ヲ
貫テ死セシナリ母氏笑ヲ含ソテ曰ク眞ニ我が兒ナリ死
スルノ前一日魯生邯鄲夢ノ圖ヲ造リ以テ自カラ况フ又
書ヲ親戚故舊ニ贈リ以テ永訣ヲ爲スト云フ三河侯ノ臣

竹村悔藏トイフ者アリ佐藤一齋ノ門人ナリ性豪邁常ニ
華山下親ミ善シ一日華山ニ言テ曰ク我藩執政某恣睢妄
辰驕奢度ナシ其志誠ニ測ル可カラザルモノアリ我レ身
ヲ殺シテ以テ君側ノ惡ヲ清メント欲ス如何意氣壯厲至
誠面ニ顯ハル華山嘆シテ曰ク我ヲシテ地ヲ代ヘシムレ
バ亦然ランノミ悔藏意決ス將ニ辭シ去ラントス華山送
リテ門外ニ至ル手ヲ握テ曰ク復子ト相見ル能ハス是レ
今世ノ永訣ナリ覺ヘズ涙下ル悔藏曰ク事今夜ヲ出テス
遂ニ袂ヲ分ツ此夜悔藏果シテ執政某ヲ刺シ屠腹シテ死
ス其志士ニ愛慕セラル、大抵此類ナリ

慎機論

渡邊華山

我田原は三州渥美郡の南隅に在て遠州洋中に迸出し荒井より伊良^{イラ}良^ラ虞^コに至る海濱凡十三里の間細戸農家のみにて我田原の外城地おければ元文四年の令ありしよりは海防の制尤も嚴おらずんばあるべからず然りといへども兵備は敵情を審にせざれば策謀の繇て生ずる所おきを以て地理制度風俗事實は勿論里巷の猥説戯劇瑣屑の事に至るまで其浮説信ずべうらざる事といへども聞見の及ぶ所記録して置かざる事おし近くは好事浮躁の士喋々不止者は去年七月荷蘭甲比丹ニイマンの秘奏せる事あり英吉利斯國人莫利宗^{モリソン}なるもの交易を乞むために我漂流の民七人を護送して江戸近海に至ると聞き按ずるに莫利宗なるものは英

吉利斯國龍動の人にして唐山廣東の潯鏡澳即ち香港ありの商館に留學する事凡十六年頗る唐山の學に通じ予が見る所のもの其著述尤ども多し五車韻府〇〇年の刻にして唐山の語を譯せしものなり又讀書雜抄一卷千八百十七年の刻にして周易通鑑綱目東華錄西域碑文地理誌の類皆洋字を以て譯するものあり又支那誌を著作せるよし聞き近來荷蘭刻する所の書に支那といふ條に莫利宗が語を證とすとあれば其誌も既に成り右著書の事を以て考ふれば荷蘭千八百十七年我文政元戊寅年に當れば今を距ると凡二十一年なり莫利宗英敏の質といへども洋人の漢字を作ると最苦澁して成難きい推て知るべければ此書二十歳後の

著述として年齢を計るに五六十歳の男あるべし其爲人英
 邁敏達にして其國に於ての名聲尤高く威勢盛あるよし荷
 蘭人往々稱する所なり十年前シイホルトと共に江戸に來
 りし書記ビユルゲルといふもの長崎より瓜哇に歸帆の時
 臺灣近くに及び颶風に逢ひ櫓折れ艦裂け廣東に墮着せし
 時適莫利宗留學の時に逢たり此ビユルゲルは陰計あるも
 のにて莫利宗が名勢あるを知りて佞諛し其の周旋蔭扶を
 以て妻を英吉利斯より迎へ又拔擢せられて去々年長崎に
 來りし時之れが爲に富豪に至れりとぞビユルゲル長崎に
 ありし時一子あり蘭館出入の商人藤吉英重といふ者に之
 を附托して歸りしが又去々年長崎に至り越て申年の春に

至り英重に申せし我れ今秋は歸るなれば唯此子の後來
 を思ふに忍びずかくいふハリスラソド日本に垂涎する
 事最も久しく必日本の杞憂北海にあるべし長崎の相距る
 事遠じといへども一支の病は全身の憂なり是ハ英吉利斯
 の風説あるよしビユルゲルが日本に至るにより其妻翁か
 に告たるありとて英重驚惶に堪ず此旨水府の吏に密告せ
 る所ある由このビユルゲル莫利宗の恩蔭を深く蒙りたる
 ものあれば陰謀あるも知るべからずされどもポーレンを
 拔しは明證ある事なりポーレンといふは職方外紀坤輿圖
 説の諸書に見へたる彼魯厄西國にして拂郎察のボナバル
 デに屬したる國なれば歐羅巴諸國に忌れ千八百十五年國

王卒し無主の國とありしを以て南の獨逸北のプロイセン
 といふ國に吞食せられ東隅の南地の皆鄂羅斯國王に屬せ
 り文政九丙戌年風説然れども其國の臣屬どもにて治め鄂羅斯よりは
 唯奉行を置て其政を聽のみありしをポールの國人復國
 の念止ざりければ文政十二己丑年西曆千八百二十四年黨を結び鄂羅斯の奉
 行と戦争も及び按ずるに文政十三庚寅年の風説書に鄂羅斯の風國より
申越し千八百三十二年天保三壬辰年の風説書に合ふ全く此國を拔て鄂羅斯
 國の領とされり其戦争記拂郎察よて上木せるもの既に舶
 來して予之を皆寫せり然れどもビュルゲルが申事全く浮
 説又は有べからず然れば是等を証として推て莫利宗の事
 も考察すべしかゝる顯名の士首として護送しける事あれ

ば本國の命を領し來れる事疑ふべからず殊も莫利宗唐山
 の學を學び按に五車韻府の序は俗文にして可なりに意味亞細亞の人
 情を解し居るものあれば極めて其人を撰たるも亦意ある
 が如くあり抑我國外交の嚴ある海外諸國の熟知する所も
 して其証の諸地誌また鄂羅斯グルウセンの記奉使日記コロ
 ー井ンの記道尼日事も審かり然るを漂人を媒妁として交易
 を乞ふ事の行はれざる事固より了解して來る事あれば
 レサノットの舊轍を不踏事必定あるべし然るも朝議鄂羅
 斯使節の例に隨ひ彼國一箇の故を以御國制の御變意なら
 ざる事たどひ是より事生ずるとも動くべからざる大道な
 るべし然りといへども西洋諸國の道とする所我道とする

所の道理に於て一有て二なしといへども其見る所大小の
 分なきにわらず是能彼を審にするものに非ざれば盲瞽想
 像の如く一尾一脚も象は即象なり若尾を撫て象を説かば
 垂鼻長牙又何くにあるや夫西洋各國政度の汚隆風俗の美
 否人物の賢否一ならずといへども大抵性質沈思地球中人質
 四種に分つハタルタリス人種ニはケラヒヤ人種三はシンマル人種四はカ
 ウカス人種なりフリヒウスミ人種ニは七種に分てリ概するに諸種中タルタ
 リス。カフカスを最す西洋はカフカスあるを以て一國法を以て治
 人種我國はタルタリス人種に屬せり
 むるといへども上にあるものを君師とし君は子に傳へ師
 の賢に傳ふる故に政教二道となし下に在るも藝術二學と
 す其天賦の氣質に就き志を伸んと道藝二學に就しむ故に
 志す所を不殘して其質の當然を勤ざるを責む故に其藝術

精博にして教政の羽翼鼓舞をあす事唐山の及ぶ所にあら
 ざるに似たり茲を以て天地四方を審にして教を布き國を
 利す又唐山の及ぶ所にあらざるべし今天下五大洲中亞墨
 利加亞弗利加亞斯塔羅利三洲は既に歐羅巴諸國の有とな
 り亞細亞洲といへども僅に我國唐山白爾西亞の三國のみ
 其三國の中西人と通信せざるもの唯我國存するのみ方
 々恐多き事あれども實に杞憂に堪ず論ずべきハ西人より
 一觀せば我邦ハ途上の遺肉の如し餓虎飢狼の願ざる事を
 得んやもし英吉利斯交歡の行れざるを以て我よ説て言ん
 貴國永世の禁固く侵すべからざれども我國始め海外諸國
 航海のもの或は漂蕩し或は薪水を缺き或は疾病あるもの

前狼後虎危
哉岌々

地方を求め急を救はんとせん貴國海岸嚴備にして航海
 又害ある事一國の故を以て地球諸國又害あらむとは同じ
 く天地を戴踏して類を以て類を害ふ豈之を人といふべけ
 んや貴國又於て能此大道を了解して我天下又於て望む所
 の報を聞んと申せし時從來彼が疑ふべき事實を擧て通信
 すべからざる故を論さんより外あるべからず斯ての瑣屑
 の論又落て究する所彼が貪慾の心自から生ずべし西洋夷
 狄といへども無名の兵を擧る事あければホナパルト厄入多
 一は地中海航海の害實は鄂羅斯英吉利斯二國驕横の端となるべ
 一は百年の恨と云鄂羅斯英吉利斯二國驕横の端となるべ
 し抑も鄂羅斯の東漸して東北止百里シベリより北亞墨利加の西
 岸及び地方積三千余里地球四分の一を保てり英吉利斯

は西漸して北亞墨利加の東岸より内地加奈太カナダに至り又た
 南は亞細亞の諸島亞斯太羅利の一部を畧す地方合算する
 又方積二千里又及ぶべし英吉利斯の智謀ありて海戦又長
 じ鄂羅斯の仁政又して陸戦又長ず各其の長を挾み私慾を
 争そひ之れを以て英吉利斯我邦又事を生ずれば急の鄂羅
 斯又あり荷蘭其の間又介ハヤシり詐偽百端終に内治の害を生ず
 べし

接するも鄂羅斯狼顧禍心を包藏し我輩又乘せんと欲す
 るものゝ如し然れ共其實の彼が涎を流すもの我又あ
 らずして唐山又ありモールが陳情
 人の話に符合す
 夫れ唐山の陸戦又長じ海戦又拙きし彼其拙きよりして之

よ乗じ一同よ其首を苦しめ又陸よりして其脊を撲んとす
 我邦よ禍するものハ唐山よして唇亡んで齒寒の憂あり英
 吉利斯能く之を知り委曲蜿蜒其牙を磨す然れば英吉利斯
 の我よ要むる所蠅の聚るを追ふが如く必らず拂へば又來
 たるべし嗚呼天下の理勢乗除相成物極則變じ盛極則衰ふ
 古者政教隆盛の地皆北狄の爲よ併せられざるものなし唐
 山は固より論ぜず佛降生の國は今の錫蘭あり即ち英吉利
 斯よ據られ中天竺の昔蒙古兒よ併せられしが今ハ西洋諸
 國の商館となり又回々生誕の亞刺比亞ヨトラン宗の盛ち
 りし厄入多英斯生誕の西齊亞羅媽と稱せし公斯當知は皆
 地爾格よ并食せられ金世界と稱したる羅媽は眞藝雅言變

雖太平恃太
 平則爲破太
 平之端况不
 太平乎

じて驕慢奢情とある古の隆盛たのむよたらず今の無事も
 亦忽よすべからず夫れ唯其人よ在るをや西洋諸國の地を
 考ふるよ大抵北極出地七十度よ起り四十五度よ終る其間
 五十五度以下を多しとす之を我よ比すれば奥蝦夷以北の
 地よして人多きよわらず土地廣きよわらず耕も食も足ら
 ず織るも衣るも足らず肉を食ひ皮を被り勞苦よ習ひ寒を
 畏れず後來南化北移し終る英達の君出て今の隆盛よ及べ
 り然らば則土地豊福もたのむべからず人の衆多なるも喜
 ぶべからず唯其勤惰よある乎凡政は據る所よ立禍は安ん
 ずる所よ生ず今國家據る所のものハ海安ずる所のものハ
 外患一旦恃むべきものも恃むべからざれば安んずべきも

の安んずべからず、然るも安堵して徒も太平を唱ふるは固より論ずし三代綏服の制、秦漢禦戎の論を以て今を論ずるもの亦膠柱鼓琴の如し如何とされば唐山の地たる重山復嶺南北を界ひ渺然たる沙漠その西を圍み大寇推擧して襲來すといへども一方の地のみ之れも加ふるも世皆忽もせざるの地にして屯田守城逸を以て勞を待つ尤防ぎ易きもの有り且其徒も亦慄慄驕横のみにして唯其利の北塞も居て南征し易きのみ今我四周渺然の海天下萬國據る所の界もして世不備の所多く其來るも亦一所も限ること能はず一旦事あるときは全國の力を以てすといへども鞭の短くいて馬服も及ばざるを恐るゝか、况んや西洋腥膻の徒四

方を明らかよして萬國を治め世擾亂の驕徒海船火技も長ずるを以て我短も當り海運を妨げ不備をおびやかさば逸を以て勞を攻る萬事反戻して手を措く所あかるべし惟昔唐山混洋恣肆の風轉傳して高明空虚の學盛あるより終も其光明蔽障せられおのづから井蛙の管見に落るを知ざるなり况んや明末の典雅風流を尙び干戈日々警るも苟も酣歌鼓舞して士氣益々僥薄も陥り終も國を亡せるが如し嗚呼今夫れ在上の大臣を責んと欲すれども固より執袴の子弟要路の謀臣を責んと欲すれども賄賂の伴臣唯是れ有心もの儒生の名望淺ふして大を措き小を取一も不痛不癢の世界となりしなり今夫如此ハ唯束手して寇を待た

在要路者滔々皆是德川氏之亡不亦宜乎

んか

高見卓識。當時既有如渡邊氏者。幕府不察。使之死。非命。今而思之。其人不可見。而斯文徒存。悲哉。

高島秋帆畧傳

高島秋帆名ハ茂敦字ハ子厚別字舜臣通稱四郎太夫秋帆ハ其號ナリ長崎ノ人其先江州高島郡ノ領主高島河内守頼春ヨリ出ツ頼春ノ庶子八郎兵衛天正二年長崎ニ來リ市民トナリ世々外國通商ヲ許サル父ヲ四郎兵衛ト曰フ長崎取締役トナル父歿スルニ及ヒテ秋帆其職ヲ襲ク秋帆識見超邁夙ニ大志ヲ抱キ書ヲ讀ミ武ヲ講ス尤モ心ヲ泰西火技ニ用ニ蘭人デヒレニユ一ハ氏ニ從テ火技ヲ講究シ遂ニ其蘊奧ヲ極ム業成ルニ及ヒテ慨然トシテ曰ク我國兵器ノ如キハ迂拙ニシテ今日ノ用ニ適スヘキモノナシ若シ外人ト兵ヲ交ルニ至ラハ何チ以テ之ニ抗センヤ

是ニ於テ泰西ノ火器ヲ採用シ彈藥ヲ貯藏セント請フ議
 搭シテ行ハルス秋帆之ヲ憂ヒ竊ニ以爲ク是國家ノ大事
 縱令請フ所行ハレサルモ豈手ヲ空シフシテ已ヘケンヤ
 遂ニ私財ヲ散シテ各種ノ砲ヲ購ヒ之ヲ家ニ藏ス秋帆幼
 ヲリ外人ニ接スルヲ以テ殊ニ海外ノ事情ニ通曉ス英清
 ノ戰起ルニ及ヒテ蘭人ニ就テ其戰況ヲ探リ遂ニ長崎奉
 行ニ依リテ幕府ニ上書シテ西洋ノ火器ヲ採用セント請
 フ幕府始メテ西洋火術ヲ用ユルノ議ヲ定メ天保十二年
 秋帆ヲ召ス秋帆命ヲ受ケ踴躍シテ曰ク是レ天我ヲシテ
 志ヲ爲サシムルナリ時ナルカナ時ナルカナ時失フヘカ
 ラス我將ニ江戸ニ至リ大砲一發天下有司ノ醉夢ヲ攪破

シ併セテ鎖國ノ牢習ヲ破リ以テ文明ノ路ヲ開カサルヘ
 カラス乃大砲四挺小銃五十挺ヲ携ヘテ江戸ニ來ル閣老
 水野氏命シテ武州西臺ノ徳丸原ニ其火技ヲ演セシム五
 月九日秋帆其門人ヲ率ヒテ戎裝場ニ登ル先ツ砲隊ヲ整
 列シ令ヲ傳ヘテ發放セシム砲聲轟然黒烟天ヲ覆フ而シ
 テ進退輕敏倏忽風ノ如ク士庶驚駭稱シテ千百年ノ偉觀
 トス諸有司始メテ其利器ナルヲ知り大ニ之ヲ賞シ凡テ
 軍備ニ充ツヘキ者ハ猶搜索シテ稟申スヘキヲ命シ白銀
 二百枚ヲ賜ヒ與力ノ列ニ加フ秋帆遂ニ長崎ニ歸ル此時
 ニ當テ鳥居甲斐專ヲ事ヲ用井驕妄肆睢多ク正人ヲ讒害
 ス殊ニ西學者ヲ惡ミ主トシテ之ヲ制壓セシヲ勤ム秋

帆ノ江戸ニ在ルヤ江川太郎左衛門等ト深く相結納シテ
 又自ラ一黨派ヲナシ隱然鳥居ニ相對スルノ勢アリ且ツ
 西洋火術漸ク世ニ行ハレ天下有志ノ徒皆江川等ヲ推重
 スルヲ見鳥居頗ル平ラカナラス中ルニ法ヲ以テセント
 ス適本庄茂平次長崎ヨリ來リ鳥居ニ訴フルニ秋帆ノ事
 ナ以テス初メ秋帆功ヲ以テ准與力ニ進ミ長崎ニ歸ルヤ
 同列福田九郎兵衛之ヲ嫉ミ黨ヲ結ヒテ秋帆ニ抗ス時人
 之ヲ黑白黨ト云フ蓋シ四郎ノ白ト九郎ノ黒トニ取ルナ
 リ本庄茂平次ハ曾テ秋帆ノ家僕ヲリ罪ヲ得テ逃レ後チ
 再ヒ來リテ秋帆ニ説テ曰ク主公ノ如キ賞勞ニ酬ヒスト
 云ヘシ願クハ賞ヲ得テ權家ニ詣リ主公ノ爲メニ説カン

秋帆色ヲ正シ叱シテ曰ク汝何爲レ、此狂悖ノ言ヲ爲ス
 ヤ吾家世國ノ隆恩ニ浴ス夙夜報テ思フテ之レ暇アラス
 安ソ、權貴ノ門ニ貢線シテ非分ヲ求ンヤ茂平次慙恙シ
 テ退ク遂ニ福田ニ至リ説テ曰ク先生何ソ秋帆ノ下ニ屈
 スルヤ僕請フ先生ノ爲ニ説ソ福田大ニ悦ヒ賞ヲ厚フシ
 テ之ヲ遣ル是ヨリ先長崎火アリ延テ秋帆ノ家ニ及ブ因
 テ小島郷ノ別業ヲ修メテ居ル家崇岡ニ據リ繞ラスニ石
 垣ヲ以テス郷人目シテ小城ト爲ス且頃年凶荒米價將ニ
 騰貴セントス秋帆深ク之ヲ憂ヒ奉行ニ請フテ備荒ノ策
 ナ爲サントス奉行應セス因テ已ムヲ得ス富商某々等ニ
 説キ金ヲ借リ門人池邊啓太ヲ肥後ニ遣シ米穀ヲ購求セ

シム蓋シ肥後ハ米穀ニ富メルヲ以テナリ而シテ富商ノ
 倉庫ニ貯ヘ將ニ時ヲ待テ之ヲ糶セントス故ヲ以テ米價
 遂ニ騰貴スルニ至ラス皆秋帆ノ力ナリ是ニ至リ茂平次
 鳥居ニ見エテ曰ク秋帆城ヲ築キ武器ヲ貯フ幾ンド諸侯
 ニ比ス可シ且其門生ヲ肥後ニ遣リ多ク米穀ヲ購ヘリ是
 異圖アルノ證ナリ速ニ糺治セスンハ終ニ斧ヲ用非ルニ
 至ラン鳥居聞テ大ニ悦ヒ乃チ水野氏ニ讒シ因テ長崎奉
 行ニ命シ秋帆ヲ捕ヘテ獄ニ下ス天保十四年三月江戸ニ
 檻送シ鳥居銳意其罪ヲ羅織シ叛逆トナシ將ニ死刑ニ處
 セントス會鳥居ノ奸ヲ訴フル者アリ積惡暴露鳥居遂ニ
 獄ニ下ル故ヲ以テ秋帆纒ニ死ヲ免レ安部某ノ家ニ幽セ

ラル秋帆幽囚ニ在リト雖モ少シクモ屈セス上書シテ時
 事ヲ痛論ス殆ント萬餘言嘉永六年赦サレテ復幕府ニ用
 井ラレ火術ヲ以テ幕士ヲ教導シ大ニ兵制ヲ釐革シ專ラ
 泰西ノ法ニ歸セシム慶應二年江戸ニ歿ス年六十九秋帆
 眇然一市民ノ身ヲ以テ幕府暴政苛法ノ下ニ立チ毅然屈
 セス夙ニ開國ノ主義ヲ抱キテ天下ヲ鼓動ス其言ニ曰ク
 貿易ハ互ニ有無ヲ通シ以テ相利スルモノナリ必ス彼ニ
 利ニシテ是ニ害アルニ非ス况ンヤ其船載スル所更ニ我
 與フル所ヨリ大ナルモノ有ニ於テヤ秋帆又文雅ヲ好
 ミ尤モ施南金ノ書ヲ愛ス其燕間ノ時ニ當テハ揮毫自ラ
 娛ム書名亦一時ニ高シ

當年紅毛船入津の上内説に申上候エケレス人於唐國
 廣東の地及騒擾候由猶唐方在留船主周諷亭唐國出帆
 前及承候大略申上候次第全相違無之事に奉存候隨て
 愚昧微賤の身分にて 國家の御大節に相拘候義妄に
 奉冒尊聽候段ハ重疊恐不少奉存候へ共平生の所思申
 立候義御取上にも相成候ハ難有仕合愚存之儀左に

申上候

西洋蠻夷等の儀ハ火砲并戰艦の便利を以武備第一の事に
 相定砲術ハ最護國第一の術と仕専ら盛に相備習熟仕候儀
 に御坐候殊に近年戰爭相續候に付總て業合大に相違仕候

哉の趣にて戰爭以來戰場實用を相試砲術一變仕候哉の趣
 に御坐候然處イギリス國の儀ハ唐國に較べ候得ハ土地頗
 る偏少にて殊更其爭端ハ十分非理に御坐候ハバイギリス
 方戰勝の理無御坐等に候然る處右様大膽にも襲來唐國大
 に敗亡に及イギリス方に一人も死亡無之趣ハ全く平生
 所得の武備に因り候義と愚按仕候唐國の義ハ武備周密に
 て急度可禦備威嚴ハ可有御坐候へ共右様イギリス人共苦
 勞も無之一時快心を取候義初ハ必然の事と相心得輕々數
 軍艦を仕出し候義全く唐國の砲術ハ兒戯に比候と嘲り候
 義ハ兼ハ蘭人共も承及候義故右等の譯合にもより候儀
 ども可有御座候切 皇國の義ハ太古以來神武赫耀仕諸蠻

切中當時之弊

夷の所畏服にて天文年中繼方より鳥銃傳來の後猶御當代にも御取用に相成候火砲の術漸々盛に相成候儀誠に万全の御計と竊に奉感歎候但可憐の當時諸砲家の術の西洋にて既々數百年前に棄廢仕候遲鈍の術或は無稽の華法等を以各門戸を立互に奇秘仕徒に就觀美候事共不少哉に奉存候勿論國家御武備の儀の前々神妙不測の御手當も有之候て是等の得失は相係り候事も無之尙又御大方御砲術の儀は同日の論に無御座候と奉存候得共萬一諸家の様子繼夷共へ漏聞へ日本の武備は是式に限り候様心得違候は護國の術却て招侮の媒と相成可申哉諸蠻夷共於今爭亂の時節に御座候得ば敗軍の兵士ども諸方の海邊にて劫掠仕

候儀も御座候由是等ハ平生不畏死の賊に御座候得ば妄ハ侮慢を生じ吾率土にて求水糧候事強て有之間敷儀にも無御座是式の冠ハ御武を墜し候程の義ハ有之間敷候得共諸砲家の術未熟に御座候得ば無致方と奉存候隨て長崎表の儀は夷國通商の場所ハ御座候得ば右様の不慮尤可戒義ハ御座候故か御備向格別御嚴密に候て私輩ハ至迄砲術師範等被仰付置候程にて地下人一統安堵仕千萬難有仕合に奉存候依之御國恩の万一奉報度凝丹心萩野流其外諸家の術共聊修行仕候得共十分備邊の儀にも無御座然處蠻夷を相禦候には彼方の術相心得候方肝要の義と奉存候間相及候丈は色々搜索仕彼方砲術の義も承り候處實に尤もの心地

合に相聞へ戰場實事に於ては左も可有之哉と相考候事のみに御坐候得ば蘭人共諸家の砲術を兼々相嘲候義不無理次第と相考候義に御坐候彼方の業合は大畧御覽の通にて本邦玉炮爆の類も種々秘法と仕候業等御坐候へ共迎もホソベン等の烈敷業に及候義ハ無之哉と奉存候餘は御賢察被爲下度候諸家の砲術不精鍊と申には無之候へ共其儘に相濟來る原因は畢竟自古來の砲術の義は失火自傷の懼多く御坐候故甚危殆の事に相極高貴の御方は強て御習鍊無之故其利鈍の理も分明に御鑑察難相成殊に砲術は別に秘術も有之非常の節は其場の打方も有之哉にて事濟候先は砲術の譯柄は全微賤の師範に有之譯より終には寒士浪人

概乎言之

の糊口の資に仕皇國神武の羽翼に相成候程の義無御坐候段は窈かに大息仕候近頃恐多申上候事又御坐候得共砲術の義は護國第一の武備に御座候間乍憚御大方高貴の御方并御火術家の御明鑑を以理非御取捨被爲遊普天下の火砲一變仕實技に相定候様御坐候は吾邦の武威彌光揚仕治世益永久の吉瑞にて千萬難有奉存候何卒モルチール筒并近來發明の心得も有之候に付是等は急度御備にも相成可申奉存候間江戸表御備等に被爲成候ては如何可有御座哉且又諸國海岸御備向長崎表御両家御備の様子にて粗推察仕滿服の愚意御座候得共餘り恐入奉存候間是のみ黙止仕候乍憚若御受用被下置候は望外に奉戴佩候猶又非

常の節は當地五組の者夫々手割持場所等へ相詰候共誠に
纒三四人宛の割付に相成居御奉行所御手勢向も甚御人少
に付此儘にては如何可有御座哉然所地役人共の内よは結
構御役料頂戴仕候者共も不少候間右の者へ平日武藝等相
勵候様被仰付置非常の節は夫々手割に割込候様に御座候
へば御奉行所御手備も可也に人数相備可申哉乍憚篤と御
賢察被爲在候様仕度奉存候右様種々狂言仕候段不敬の罪
難逃奉忍入候得共廣東一件に付年來存念の儘奉申上候儀
に御座候間格別に御恩恕被下置候は、難有仕合可奉存候
以上

子九月

使幕吏感西洋火器之必用者實依此文之力。真是有益之
文字。不可與憑虛架空之文同日而論。

上長崎奉行書

高島秋帆

乍恐謹而奉申上候去る卯年以來度々異國船渡來仕專交
易筋奉願當年の義も亞米利加魯西亞等浦賀長崎へ渡來
仕り何れも交易奉願候風説に御坐候處乍恐公邊にも
被爲有御憂慮候御儀奉忍入候然所御臺場御築造御筒御
鑄造等を始め海岸御防禦筋御掛被爲蒙仰候段は誠以冥
加被爲叶候義にも乍恐被爲盡御誠忠候は此時に可有御
座義と奉存候隨て一失の非一國の存亡に係候ども可申
設實に御大事と奉存候右に付ては微賤の私愚見奉申上

候は身分に出過恐入候仕合殊更多年幽篁中只々恐入相
慎候外世間の事情當時の形勢も不相辨儀に付御神算の
御摸様御内慮奉伺度候得共御機密の筋御漏し無之儀は
勿論顯然仕且奉伺候義も奉忍入候間差扣可申筈に御座
候得共世間の風説傳聞仕候處二三月に至り候得ば戦闘
相始り候坏申觸安堵不仕哉の由諸向兵械火器新規製作
有之義の相違無之儀に付巷説も無據筋に相聞左候時の
國家の安危に係り候御一大事にて心中不安其儘差置候
ても無本意次第に奉存候得共更に御所用にも可相成良
法を申上候に無之多年紅毛人共へ應接仕右說話餘事に
おきても西俗の情態聊相伺候儀も有之常談の儀に御座

候得共却て於此中翫味可仕義も有之哉に奉存候間其一
二を擧御採捨に相備候迄の儀に御座候隨て交易筋願而
已の儀にも御座候の干戈を不動御深遠の御籌畫も可
有之奉存候得共自然兵端一度相開き外患有之候の内
寇必生の儀古より有之儀に御座候間彼が術中に陥ると
申義の有之間敷候得共彼を我術中に陥れ生民糜爛の禍
を相免れ候様有御座度奉存候間忌諱に觸れ候儀も可有
御座於其段の深奉忍入候得共蒙御許容心中不殘左に奉
申上候

一蘭船入津の上諸荷物取調相濟候上の直組と相唱候儀有
之私共の内三四輩立會會所役人其外右に携り候役々一

同出島へ出役仕加比丹廣間に於て直組爲致候仕來に御
 坐候所天保度ニイマンと申候もの加比丹役も轉候砌に
 御座候處右直組御用相濟候後同場所へ大幅の輿地圖を
 掛け有之候を相尋候處是は新鑄にして當年始て持來候
 旨相答右に付通詞申聞候にはニイマン儀の諸國航海仕
 諸國の風土委敷存罷在候折々承候處地球の中にも種々
 の異なる國も有之旨等申候に付私共銘々地圖を指し相
 尋候處ニイマン其風俗概畧を相答申候然所圖中萬里長
 城有之候所の漢土と申儀の相辨居候得共何れの國に候
 哉と試に問候所ニイマン答て支那ありと申候間支那の
 如何成國に候哉と相尋候處甚大國にして産物多く土地

膏腴にして人の痴鈍ありと相答候間武備のありやと相
 尋候處武備は有て随分盛ありと相答候依之又候相尋候
 ニイマン前に申す所の歐羅巴洲中にて軍艦を仕出し某
 の國の某の國を掠略して所領とし或の屬國となせりお
 どの事あり然るに唐土に於ての歐羅巴は勿論諸州廣東
 へ諸商館を建て各國彼も服従して彼が其利を請るもの
 の痴鈍の國といふとも大國にして武備盛あるを以て侵
 掠すること能はずやと相尋候所ニイマン答申候は唐國
 を侵伐して我有と致し候の誠又易きことに御座候三ヶ
 年よ不過して歐羅巴の物と申し候儀の相違無之候得共
 餘り大き過ぎてよき取比と申ふ無之殊も國大にして人衆

夥しき事ハ此國ニ限り候儀ニて既ニ亡命ノ者咬嚼吧ニ
參り住居いたし候者ばかりも幾万の數ニ及候得共是故
ニ人別聊相減候と申儀にも無之既ニ昨年咬嚼吧住居の
唐人ども國法を不相守徒黨いたし及亂妨候間餘儀なく
鉄砲を以て數百人打殺候處右ニて平穩ニ相成候得共唐
國人別之儀ニ付其まゝ捨置がたく唐國へ使者を立右之
次第申送候處唐國返答ニは其地ニ參り住居致候者は勝
手に取扱可申旨相答候に付其段唐人共へ申渡候處其後
ハ大ニ相恐れ神妙ニ相成國法相守候様相成候右様人別
夥しく候得共唐國を掠奪致候儀ハ易事ニ御座候乍去永
久相保候と申儀ハ相成兼候和蘭國などは一國の兵を移

造語極妙

し候共尙不足に有之尤歐羅巴三四ヶ國申談候て配分致
し領知仕候時は永遠相保候儀相違無之候得共此國は諸
國の田畑の如きものにて此儘差置有無を交易仕りて互
に利を得國用を辨候方宜しく皆國民を養ひ候爲の事に
御坐候唐國は大國なりと雖も之を攻取候儀は易事に御
坐候と相答申候是等皆私一人承り候義には無之同役は
勿論通詞通辨仕候儀に付詰合同孰も承知仕儀に御坐
候右様大國を併吞仕候に三年を不過ちと申殊に言下に
相答候儀如何可有之哉と格別心に留候儀にも無御坐候
處其後三四ヶ年を経於唐國阿片一件勃然と事起り遂に
は及戰爭候次第右風説の儀は唐船入津の時に私共取調